

令和 6 年 6 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和6年6月

第434回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和6年6月27日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	観光スポーツ部長	加 藤 浩
副 知 事	関 昇一郎	農 政 部 長	小 林 茂 樹
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	林 務 部 長	須 藤 俊 一
企画振興部長	清 水 裕 之	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人	建設部リニア整備推進局長	室 賀 荘一郎
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
県民文化部長	直 江 崇	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明	財 政 課 長	新 納 範 久
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 長	武 田 育 夫
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	米 沢 一 馬
産 業 政 策 監	山 田 明 子	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	小野田 博 通
		監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千鶴子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 事	古 林 祐 輝

令和6年6月27日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）おはようございます。まず1発目は、恒例のそば県について。

長野県をそば県にという話をさせていただいて以来、毎回そばの話をさせてもらっています。他県がそば県を名のるか、長野県がそば県を名のるまで続けていきたいと思っています。

先日、そばの生産量が日本一の北海道幌加内町に行ってきました。日本一のそばの里を目指したまちづくりを積極的に行っており、幌加内町の高校ではそばの授業が必須で、そばが打てないと単位がもらえないということです。

また、毎年行われるそば祭りは、人口1,300人の町に2日で5万人が来場するイベントとなっています。そば日本一の牙城と言われる品質を一元管理する施設や保存施設も町で整備。行政と民間とが一丸となり、様々な活動や品質の向上により、JAのデータでは、そばの1俵単価が日本一になっているということです。そんな日本一のそばの実力を持つ幌加内町を皆さんは御存じでしたでしょうか。

知事は、アウトドアやサウナを推していますが、6月8日の新聞で山梨県がサウナ県を目指すという記事を見ました。そのため、山梨県は設置基準の緩和や関連する条例改正を進めるとのことで、アウトドアサウナといえば山梨県と言ってもらえるよう聖地として存在感を示した

いとしています。さすが、やるな、山梨県と思いました。

先月21日、県市長会の会長と副会長が県庁を訪れ、知事に県産そばのブランド化の要望書を提出したとのことでした。その要望に対し、阿部知事は、そばのアピールが弱いことは多くの人が感じていると思うと回答されていました。

さて、初めて長野県をそば県にと質問して、あれから1年。知事がそのようにそばに対して感じている結果、そば県への意識、取組は何か変化はありましたでしょうか。県の今後の取組方針はいかがでしょうか。あわせて、こういうことは最初に言ったもの勝ち感が強いため、長野県がいち早く宣言してほしいと考えますが、どうお考えでしょうか。改めて知事に伺います。

また、今回知事提出議案に盛り込まれていました大阪・関西万博の交流促進の商材として、「そば県のそば」を売り込む大チャンスではないかと考えますが、どのようなPRを考えているのでしょうか。営業局長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） そば県を早く宣言しろという御質問であります。

そば県だと言ってしまうのは簡単だと思いますけれども、やはり多くの関係者の皆様方と問題意識を共有してしっかり進んでいきたいというふうに思っています。

そばのブランド力は、昨年ドイツにトップセールスで訪問した際もそば打ちを実演してもらって、現地の皆様方からは、すばらしい技術だと高い評価をいただいております。そういう意味では、海外戦略を考えたときにも、そばのブランドというのは使えるものだというふうに思っております。

また、県民対話集会において生産者等と意見交換をさせていただきました。いろいろ課題がある中ではありますが、そばの生産振興、商品化、観光との連携、こうしたものに多くの皆様方が取り組んでいらっしゃるということも実感しております。

これまで、長野県の対応は、どうしても縦割りであったわけでありましてけれども、これからは県として総合的な対応をしていきたいというふうに考えております。まずは、生産、製造、小売、飲食とそばに関わる関係者は非常に多くいらっしゃいますので、そういう方々が一堂に会する場をしっかりとつくりたいというふうに思います。そうした中で、このそば県の打ち出しも含めて、関係者の皆様方と課題や方向感を共有して取り組んでいきたいと思っております。そうした中で、本県のそばの魅力発信にとどまらず、長野県としてのブランド力の向上にも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君） 大阪・関西万博におけるPRについてお答えします。

大阪・関西万博は、国内外から2,820万人と大変多くの方が来場される計画であり、大阪市内を中心に、周辺地域には海外からも多くの観光客が訪れるものと推察されます。そのため、本県の自然、風土や文化が育んできた発酵をはじめとした食文化に触れていただき、ひいては本県の魅力を知っていただく非常に有効な機会だと認識しています。

そこで、万博の会場内では、8月下旬に予定されている長野県の豊かな自然環境や癒やしとともに食文化と健康長寿といった魅力を発信する自治体催事に合わせてそばのPRも検討したいと考えています。また、会場の外でも、大阪市内の大型商業施設など多くの方が集まる場所において、観光や物産のプロモーションに合わせ、そばの発信方法等について検討を始めています。

そばのPRは、アレルギー対策や衛生面などへの配慮が必要となりますが、試食や実演など非常にインパクトのある発信が可能だと考えており、今後、関係する皆様の御意見も伺い、会場内外を含めた有効な発信を考えてまいります。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。一步一步着実に近づいている感があります。非常に期待しています。

次に、前回も質問しました里親と児童養護施設の在り方について質問します。

国は、令和6年度末を里親委託・施設地域分散化等加速化プランの集中取組期間と位置づけ、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けてより一層の取組強化・徹底を図るとしています。

そこで、長野県におけるプランの策定状況と国からの財政支援の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、里親委託率について国が求める目標値は、乳幼児が75%以上、学童以降が50%ですが、長野県の結果は毎年20%前後であり、国の目標値から程遠い数字となっています。この結果をどのように分析され、どのような見解を持たれているのか。どのようにしてこの目標値を達成させようと考えているのでしょうか。総括をいただけますでしょうか。こども若者局長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には里親委託加速化プランの策定と国の財政支援、里親委託率の目標について御質問をいただきました。

本県では、里親委託加速化プランを令和3年度から毎年度策定しておりまして、令和4年度以降につきましては、里親支援事業に関して国庫補助率のかさ上げとして財政支援の拡充を受けております。

本県の里親等委託率は、令和5年度の速報値は21.5%でありまして、10年前、平成26年度の10.1%から増加してきておりますが、議員御指摘のとおり、国の目標数値には届いていない状況であります。

ただし、重点的に推進を図っている3歳未満の乳幼児では、令和5年度の速報値は38.8%となっているほか、委託率が国の目標に近い、乳幼児約6割、学齢期約4割まで取組が進んできている地域もございます。

御質問にありました本県の里親等委託率が低い要因は様々考えられますが、里親登録数が全国平均よりも低いことがまず挙げられます。また、里親委託を推進するために、専門的な支援体制の整備も進めていく必要があると認識しております。

このため、県では、今年度から里親募集や養育支援等を専門的に行います里親支援センターを乳児院2か所に設置するとともに、さらなる設置に向けて検討を進めております。今後は、里親支援センター等の関係機関と連携して、子供が安心して暮らせる里親家庭を増やすことなどによりまして着実に里親委託の推進に取り組んでまいります。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。里親の体制ができてから進めてほしいと思います。

前回も言いましたが、私はこのシステムに対し憤りを感じています。社会的養護に数値目標を設定し取り扱うことはあってはならないことだと思っています。そして、目標を達成しないと補助金を減らすとありますが、ばかげていますよ。人間を扱っているんです。そんな目標達成をするために、誰が被害者になっているのですか。

国は、児童養護施設からグループホーム化、里親化への移行を促進させ、児童養護施設を縮小させることを目標としています。児童養護施設へ入所する子供が少なくなる。国から施設への措置費は大幅に減少する。そうになると、施設の維持は一層苦しくなり、縮小もしくは廃止になる。そして、年々増え続けるショートステイは、さらに児童養護施設の負担を増やすばかりです。ショートステイは、児相の保護とは違い、養護が一時的に困難になった場合、一定期間施設や乳児院で預かるサービス。措置費の対象ではないので、1泊2日預かった施設には、5,500円のみ入る仕組みです。市町村で負担しているのですが、申し訳ないですが、格安ホテルではないんですよ。施設側は、預かる子供のプランをしっかりと立て、預かった後もケアをする。ショートステイで預かることになった背景を考慮し、一人一人に対してケアするといった大き過ぎる負担が職員にかかっているのです。この段階での対応が非常に重要で、被害が大きくなる前に未然に防げるチャンスであると言います。

今日一番言いたいのは、予算をしっかりつけて一番充実させ、高機能化、そして多機能化させていく必要があるのは、やはり何をおいても児童養護施設ではないかということです。里親を推進するあまり、最後の駆け込み寺である児童養護施設の評価や配慮が少なくなっているのではないのでしょうか。絶対になくしてはならないのです。

今後、社会的養育において手厚い支援を必要とする子供が増えていくと言われている中で、予防的支援を含めた児童養護施設への支援の拡充を県として真剣に考え、県独自の支援を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こども若者局長に伺います。

そして、今回、国は、財政支援の希望の有無にかかわらず、里親委託加速化プランの作成と国への提出を県に求め、進捗状況を把握するとしています。全国一律に里親の拡充施策に誘導するために金をちらつかせたやり方をする。本当に子供たち一人一人のことを真剣に考えているのか、甚だ疑問を感じます。国の方向性を全国一律に押しつけるようなやり方は、地方分権、ひいては地方自治の本旨を尊重した発想とは到底思えず、見過ごすことはできません。

県として何が本当に大切なのか。何をすべきか。私は、こうしたことは、県としてしっかりと国と戦ってもらいたい。現場の判断、自主性を尊重し、地方の実情に応じた柔軟な支援体制とするよう国に求めていると思います。いかがでしょうか。知事の決意をお聞かせください。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には児童養護施設への支援に関して御質問をいただきました。

児童養護施設の運営につきましては、主として県が交付する措置費によって賄われておりますが、近年、制度上の充実が図られ、職員の配置及び処遇の改善を行ってきております。

例えば、子供6人に対して1人であった養育担当職員の配置につきましては、平成27年度から4人に対し1人に改善されてきました。その後も、グループホーム等における職員配置の拡充などが順次行われてきておりまして、子供の数が減少する中、児童養護施設の定員は減少してきておりますが、配置の拡充等により職員数は増加してきておりまして、体制の充実も一定程度図られてきております。

その一方で、本年4月から改正児童福祉法が施行されまして、市町村が設置するこども家庭センターを中心に、地域で子供や保護者を支援する体制づくりが進められております。こうした中で、児童養護施設は、入所児童のケアだけでなく、ショートステイや訪問支援などの様々な機能の担い手として、地域における役割の重要性とそれに対する期待はこれまで以上に高まってきていると考えております。

県としても、市町村と児童養護施設等のマッチングの機会をつくり、訪問支援等の具体的な

事業化を目指して共に検討するなど、施設の多機能化の取組を支援することに力を入れていきたいと考えております。

さらに、昨年11月定例会の一般質問で議員からも提案がありました児童養護施設の若手職員の交流会を今月開催いたしまして、仕事上の悩みやその解決策等を話し合いました。県としても、こうした現場で奮闘する職員の皆さんの意見を取り入れながら、施設への支援を充実できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私に対しては、里親委託加速化プランの作成の在り方は分権の趣旨に反しているのではないかという御指摘、それから、地方の実情に応じた柔軟な支援制度を国に求めよという2点の御質問をいただきました。

里親委託加速化プランについて、本県では、目標数値の設定について丁寧な対応を行った結果、令和3年度から実施されているものでありますけれども、本県は、令和4年度から財政支援の拡充を受けているという状況になっています。この里親委託の推進については、我々県としても進めなければいけないところでありますので、そのためには、一定程度国の財政支援も活用しながら取り組んでいるところであります。

ただ、全体として見たときには、グレート無茶議員がおっしゃるように、非常に課題が多いというふうにも思っています。議員の怒りの問題意識は私も強く共有するところであります。この補助金を使って国の目標数値に過度に誘導しているのではないかというふうに受け止められても仕方がないのではないかと私は思いますし、国と地方の関係全体で、まさに計画行政の在り方自体が問題提起されてきています。

昨年の3月に全国知事会からも求めたことを踏まえて閣議決定が行われておりますけれども、計画策定の在り方について、各省庁にいま一度しっかり考えてくれということを示したものがああります。地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体に委ねることを原則とするということで、国としての一定の目標設定というものには当然必要だと思いますけれども、それを過度に誘導するというような形は、本来の地方の主体的な判断を損ないかねない部分があるというふうに思います。

国と地方の関係は様々課題がありますが、計画策定を行えば一定の支援をするというようなものがあまりにも多いので、都道府県、市町村は計画策定に追いまくられているという問題がありますし、国があまりに細かいことまで関与することによって地方の自主性を阻害したり、また、これは我々地方の側も悪い部分がありますけれども、思考停止を招く部分もあるのではないかとこのように思っています。

さらには、国の基準が地域の実情に合わない場合には、昨日も申し上げましたように、国はナショナルミニマムを目指しているのだと思いますが、反面、ローカルオプティマムが実現できない。特に、こうした対人サービスの場合は、一人一人の状況やその地域の実情に合った対応というものが強く求められると思っています。

そういうことを考えると、今の国と地方の関係は、到底地方分権社会になっているとは私には思えません。分権の加速化についての問題提起、そして、国の過剰な関与についての問題提起は、継続的かつもっと強めて行っていかなければいけないというふうに思います。これは、我々自身の意識改革が伴っていなければ、単に人に対して文句を言うだけという話になってしまいますので、我々地方としても、国の対策・対応について、地方だったらもっとこういうことができるということを具体的に提案していかなければいけないというふうに思っています。

いずれにしても、子供のための政策は、これからますます我々の責任が重くなってくると思いますので、議員御指摘のとおり、国の言っていることに肅々と従って責任を果たすというような発想ではなく、現場の皆さんの声、例えば児童福祉施設の皆さんや子供たちの声に真摯に耳を傾けながら取り組んでいくということが重要だと思っています。

私は、先日、児童福祉施設の方とお話をさせていただき、例えば、国との関係では、柔軟な職員配置についての課題を伺ったところでもあります。このことについては、過日こども家庭庁を訪問して、国に対して要望したところでもあります。私は、こうしたことを一々要望しなければいけない国と地方の関係というのは一体何なのかという問題意識を正直持っています。私はずっと地方自治のために仕事をさせてきていただいていますので、しっかりと問題意識を持って、抜本的な地方分権にこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）知事、熱い御答弁をありがとうございました。期待しております。

火事がなくても消防署というのは存在するんですね。そこに消防署があるから安心できる。児童養護施設は消防署と一緒に、家庭の消防署と言っても過言ではないと思います。ぜひとも縮小なんかしないで維持していくことを心がけていただきたいと思います。全ての子供にもっと優しい長野県になっていただきたいと思っています。

次に、長野県として御当地エンターテイナーを応援するのはどうでしょうかという御質問でございます。

長野県はプロスポーツチームへの支援を行っておりますが、プロスポーツへの支援をするようにエンターテインメントを応援するお考えはないでしょうか。

長野県には、行政とは無関係の御当地キャラ、御当地ヒーロー、御当地アイドルやタレント、

アーティストやパフォーマーなどが大勢います。こうして御当地で頑張っている方々は、皆さん長野県が大好き。少しでも長野県を盛り上げることができればと、日々ほぼ自腹で頑張っています。

長野県が、県が発信する媒体でキャラクターを使用してあげるだけでも違います。わざわざお金を投入して直接的支援を行うより、露出度アップの支援をするだけでも違います。応援したキャラクターやタレントの露出度をアップさせることによって価値が出てくれば、わざわざ高額なギャラを払い、県外からタレントを呼ぶ必要もなくなり、各地のイベントやお祭りでも継続的に重宝されることだと思います。地産地消のエンターテイナーへの応援体制を考えていただけたらと思いますが、お考えをお聞かせください。企画振興部長に伺います。

次に、エスカレーターの乗り方についてです。

東日本は右側、西日本は左側を後ろから来る人のために空けています。しかし、これはかなり危険だということで、埼玉県や名古屋市ではエスカレーターの歩行禁止条例が制定されました。

もともとエスカレーターを歩いたり走ったりは危険ですし、むしろ基本的には禁止です。インバウンド効果もあり、長野県内観光地各地では、大きなスーツケースを持った外国人や日本人観光客の姿が多く見られます。子供は、本来手をつないで横に立っていることが安全だと思うのです。道を開けるために前に立たせるなんていうことはもってのほかです。子供は後ろを見るに決まっているのですから、そら、そら、そら、もう降りる準備だよと。けがをするに決まっているではないですか。自分の後ろなんてもってのほかです。

県としても、しっかりとエスカレーターの安全な乗り方を訴求してもいいかと思えますし、最近エスカレーターの事故も非常に増えております。長野県は、エスカレーターの数といってもそんなにないかもしれませんが、埼玉県や名古屋市のように条例を制定してもいいのではないかというふうにも思います。いかがでしょうか。県民文化部長に伺います。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には地域のエンターテイナーの応援についてお尋ねをいただきました。

日頃から長野県を盛り上げようと地域で地道に活動されているアーティストやパフォーマーをはじめとするエンターテイナーの皆様には感謝を申し上げます。県内各地において自らの熱い思いで地元へ愛着を持って活動していただいている方々は、地域に新たな活力を創出する上で大変貴重な存在であると認識しております。

県では、これまでも、こうした方々の活動情報の発信や県主催イベント等への出演機会の提供を行ってきております。例えば、信州アーティスト活動促進事業においては、芸術家を目指

す長野県ゆかりの方々のホームページでの情報発信や芸術活動の発表の場の提供などを行っているほか、あさって開催いたします信州環境フェア2024のステージイベントで、佐久長聖高校のアイドルグループ、7限目のフルールに御出演いただくなど、これらはほんの一例ではございますが、各分野でそれぞれの特性や強みを生かせるよう応援をしてきているところであります。

今後は、こうした各分野での取組状況を部局間で共有し、さらに幅広い場面で活躍していただけるよう検討してまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私にはエスカレーター的安全利用につきまして御質問を頂戴いたしました。

エスカレーターの事故についてでございますが、一般社団法人日本エレベーター協会が2020年に出しましたエスカレーターにおける利用者災害の調査報告によりますと、鉄道駅等の交通機関に設置されておりますエスカレーターで事故が起こる確率は、エスカレーター全体と比較いたしまして約3倍高い数値となっております。

長野県の状況でございますが、同協会の2022年の調査によりますと、大都市を抱えます都道府県ではエスカレーターの台数が軒並み1,000台を超えておりまして、東京都のように1万台を超える例もございます。一方、本県では534台という状況でございます。鉄道駅等への設置も本県の場合は限られたものとなっているというふうに認識しております。また、エスカレーターの利用、安全性に関します県消費生活センターへの苦情は過去10年間ございませんでした。

このようなことから、エスカレーター的安全利用に関する条例を制定いたしました埼玉県や名古屋市は、乗降客数の多い駅等を多数有しているなど、本県とはもろもろの状況が異なっているものと認識しております。しかしながら、エスカレーター上を歩行、走行することは、本人に危険であるばかりでなく、他者との接触等の危険を増大させる行為でございます。加えて、高齢化が進み、日本の慣習に不慣れな外国人旅行者も増えております本県においては、こうした方々が巻き込まれる事故が発生する危惧もされているところでございます。

国土交通省のエスカレーターの転落防止対策に関するガイドラインでは、設計者、建築物の管理者等により転落防止対策が講じられるべきとされております。県といたしましては、まずは建築物の管理者等関係者の御意見をお伺いし、誰にどのように働きかけることが有効なのかを見極めながら、県のホームページや消費者に向けた広報紙等を活用いたしまして啓発を行い、エスカレーター的安全な利用について県民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。

佐久のアイドルグループですが、活動の拠点はほとんど東京になってしまっています。そのアイドルグループだけでなく、長野でもっともっと使ってあげられるようにぜひともお願いしたいと思います。

エスカレーターですが、駅に行きますと、左側だけずらっと後ろまで並んでいるのに右側が空いているという間抜けな光景を見たりするのですけれども、やはり歩いたら危険です。長野にはこれからどんどんエスカレーターが増えていきますので、もっともっと意識を高くお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）皆さん、こんにちは。飯田市・下伊郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問をいたします。

リニア中央新幹線に関し、5月13日、静岡県内への工事の影響を議論する静岡県の専門部会が、川勝前知事の退任後初めて開かれ、これまで、静岡県が認めず、JR東海に中止を求めていた県境付近でのボーリング調査を容認しました。そして、5月20日、JR東海は、機械のメンテナンスを理由に中断していた山梨県内でのボーリング調査を再開しました。さらに慎重に進め、県境を越えて静岡県内の調査も実施したいとコメントを出しました。

5月26日の静岡県知事選挙で初当選した鈴木知事は、6月4日、斉藤国土交通大臣、6月5日、JR東海丹羽社長と面談を重ねております。

6月7日に、関係都府県で構成するリニア中央新幹線建設促進期成同盟会が開催され、沿線の知事8人がそろい、それぞれから力強いメッセージが出されており、早期全線開通に向けた要望活動等が決議されました。また、当日、岸田首相は、品川－大阪間の全線開業の時期について、2037年を堅持することをリニア沿線都府県知事に表明しました。

6月18日、静岡県、山梨県、JR東海の3者は、工事で静岡側から山梨側に流出した水は静岡県が所有権を主張したり返還を求めたりしないこと、また、大井川の水量が減った場合、回復措置を取ることで合意しました。そして、鈴木知事は、山梨側でのボーリング調査を公式に認めました。着実に静岡工区は問題解決に向けて動き出しております。

一方、我が長野県においては、阿部知事は、4月22日に長野県庁でJR東海丹羽社長とトップ会談を行った際、長野県駅への複数本の停車を初めて要望しました。丹羽社長は、決定時期はまだ先になるとの回答でしたが、長野県として大きな一歩であったと思います。

また、駅周辺のまちづくりは、山梨県、岐阜県の両県との共通課題のため、阿部知事は、JR東海にどうコミットしてもらうか、両県との連携についても言及しました。

また、JR東海は、4月4日、長野県駅と天竜川橋梁を結ぶ約1,210メートルの座光寺高架橋などは2031年3月末の完成を目指す方針を示し、6月4日、大鹿村では、南アルプストンネル長野工区の完了時期は2030年夏頃に、伊那山地トンネル青木川工区は2029年夏頃の完了になるとし、さらに、6月23日、喬木村では、阿島北高架橋ほか新設区間は2029年3月まで延長する方針を示しました。

仮称長野県駅工事の遅れについては、7月に説明会が開催される予定です。阿部知事や地元の首長は地域の理解を得られるよう丁寧な説明を求めており、一方、行政側は、様々なまちづくりの計画の見直しを迫られております。

それでは、阿部知事に2点伺います。

新たに鈴木静岡県知事が就任したことを受け、リニアの静岡工区の問題も含め、隣県の知事としてどのように鈴木知事との信頼関係を醸成していくのか。また、阿部知事がJR東海丹羽社長に対し長野県駅への複数本の停車を初めて要望されたことは大きな一歩であると大変心強く思いますが、今後どのように複数本の停車について取り組んでいくのか。

次に、室賀リニア整備推進局長に質問します。

昨年11月に飯田市が設置し、県も参画している二次交通をテーマにしたリニア駅アクセス検討会議及び広場活用をテーマにしたリニア駅前広場活用検討会議の開催状況と、本年4月よりスタートした長野県リニア駅近郊の土地活用に関するランドデザイン策定事業の進捗状況について伺います。

次に、看護師の課題に移ります。

医療の2024年問題として、本年4月から医師の時間外労働に上限規制が適用されたため、医師の勤務時間の削減が医療界にとって最も重要な課題の一つとなっています。医師の様々な業務を見直し、医療の安全性向上、効率化を目的として、業務の一部を看護師に移管または共同実施すること、つまり、タスクシフト・シェアで看護師の仕事が増える可能性があります。

また、看護師の負担を減らすため、他職種へのタスクシフトも必要になります。看護師のタスクシフトの一環として、服薬指導や残薬確認を薬剤師に、口腔ケアを歯科衛生士に移管することなどの動きが例として挙げられます。医師の働き方改革により看護師の業務が増加しますが、看護師が健康で安全に働くことができるように勤務環境の整備が必要となります。

また、2024年度の国の予算では、武見厚生労働大臣、鈴木財務大臣の折衝により、看護職員、病院薬剤師、その他の医療関係職種の処遇改善のため0.61%の診療報酬プラス改定を行い、ベースアップで2024年度に2.5%、2025年度に2.0%の賃上げを行う旨が決まっております。物

価高の中、よい動きではありますが、一方で、長野県内では、コロナ禍の3年間で経営状況が一段と厳しくなった私立病院もあり、公立病院と私立病院における看護師の処遇の格差が広がりがつあります。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

医療の2024年問題として、医師の働き方改革を受け、看護師負担軽減のため、ほかの職種へのタスクシフト・シェア等のような取組を進めているのか。

2023年病院看護実態調査結果では、新卒看護職員の離職率が10.2%と高止まりしています。設置主体別新卒看護職員の離職率は、国立9.2%、公立9.8%、医療法人11.5%となっており、医療法人での離職率が国公立に比べて高い状況です。

長野県における新卒看護職員の離職率については現状どのようになっているのか。また、新卒看護職員の離職を防ぎ、育成するにはどのように取り組んでいくのか。コロナの影響を受けた民間病院の看護師の処遇については、公立病院との比較を踏まえた上でどのように改善していくのか。県の取組を伺います。以上3点となります。

次に、タクシー業界における課題についてに移ります。

コロナ禍における乗務員の大量離職、2024年問題等により、タクシーの供給不足が県内観光地及び主要都市の朝や夕方が発生しております。コロナの5類への移行に伴い、インバウンドをはじめとしたにぎわいの戻りに対し、乗務員の確保は追いつかないものの、本年3月頃より、乗員数は減少から増加に少しずつ転じております。

そのような状況を受け、長野県タクシー業界では、タクシー供給不足対策として、営業区域内での相互扶助、出向等による季節需要への対応、東京、神奈川、名古屋、京都の四つのエリアでスタートしたタクシー会社主体で地域の自家用車で一般ドライバーが有償サービスを提供する日本版ライドシェアの運行、自治体、NPO、一般社団法人などが運行主体となった交通空白地のみ認められる自治体ライドシェアとの連携を図り、問題解決に取り組まれております。

昨年12月20日、デジタル行財政改革会議において決定されたデジタル行財政改革中間取りまとめを踏まえ、タクシー業界では、国民の移動の足の確保に向けて、公共交通として利用者の目線を重視したあらゆる手段を講じて対応しています。

その対応として、3月29日に制度創設された道路運送法第78条3号を活用し、観光地の繁忙需要を補うため、軽井沢町のタクシー事業者はいち早く日本版ライドシェアの運行をスタートさせました。4月26日から5月20日までの配車回数は98回で、うち72回がゴールデンウィーク期間の利用で、4事業者が参加し、ライドシェア開始に当たり計14人の運転手を採用しました。観光客が増える夏に向け、計25台での運行を目指しております。

5月30日、岸田首相、河野規制改革担当大臣、斉藤国土交通大臣の3者会談では、自家用車活用事業等についてモニタリングと検証を進めていくこと。タクシー事業者以外の者がライドシェアを行う事業は、法制度を含めて事業の在り方を並行して議論すること。法制度の議論やモニタリングの実施に特定の期限を設けないことが示されました。しかしながら、この合意を不服とするライドシェア新法推進派の規制改革推進会議の委員の一部は、覆すべく動いております。

現在、県内タクシー業界では、IT事業者型ライドシェアのビジネスモデルには反対しておりますが、これは、タクシー業界のエゴではなく、そもそも都会でしか成立せず、地方の移動の足の不足の解決には、営利事業では難しいと思います。移動需要の少ない地方部で、現場を軽視し、コストカットを重視する事業者が人手やコストをかけずにドライバーを確保することは不可能と考えられ、地方の課題を解決する能力は乏しいと思います。

それでは、小林交通政策局長に質問いたします。

長野県では、軽井沢に続き、冬場の観光客が多い白馬村や野沢温泉村などでも今後の導入に向けた議論が本格化しておりますが、長野県としては、今後タクシー業界の意向を酌みながらどのようにライドシェアを考えていくのか。

また、海外の配車アプリ活用によるビッグデータの海外流出も懸念されることから、国、県によるガバナンスを徹底した日本版ライドシェア、自治体ライドシェアとも連携した配車アプリをつくることはいかがでしょうか。

それでは、私立大学、高専の長野県への誘致について質問いたします。

県が全国の私立大学、高専の誘致に向けて昨年実施したアンケートでは、サテライトキャンパスなど県内への拠点の設置に14校が前向きな姿勢を示しております。

本年3月5日の2月定例会の県民文化委員会での報告では、全国621校にアンケートを取り、196校が回答しました。内訳は、「設置したい」と「設置を検討」が各1校、「自治体の支援があれば設置したい」が3校、「自治体の支援があれば設置を検討」が9校、「設置しない」は110校、「わからない」は71校でした。

前向きな回答があった14校に設置したい施設をさらに尋ねたところ、学外実習・フィールドワーク等の拠点施設が8校で最多、サテライト教室が6校、教員の研究室・研究拠点施設と大学等の学部・学科が各4校でした。

一方、昨年、県内市町村にも大学誘致の意向を調査しており、長野市や飯田市など13市町村が誘致活動を実施していると答え、ほかに10市町村が検討中、1市が「今後予定する」でした。現在、長野県は、14校に設置に向けた要望や条件などをさらに詳しく照会し、自治体と共有しているところと認識しております。

それでは、直江県民文化部長にお聞きします。

現在、14校の大学と自治体双方の考えを聞き取りながら誘致実現に向けて進めているところかと思いますが、その進捗と今後の県の取組についてお尋ねいたします。

次の質問に移ります。

長野県教育委員会は、県内の特別支援学校高等部の卒業生364人のうち、就職できた人は79人で、就職者の割合は21.7%と公表しました。訓練等給付事業者の利用者が増えてきており、一概には言えませんが、長野県では、特別支援学校の卒業生のうち就職したのは5人に1人ということになります。近年では、令和元年の30.1%をピークに、年々減少傾向にあります。なお、全国トップクラスの鳥取県は、就職率は約41%であり、長野県の2倍近い数値です。

地元の飯田養護学校の保護者の皆さんとお話しする機会が多々ありますが、やはり卒業後の進路を心配する声を多数聞きます。いつまでも親として面倒を見続けることには限界があり、1人で生活していく必要性や地域のさらなる支援を求める切実な声を聞きます。

就職率の低迷は、新型コロナによる在学中の企業実習の不十分さが影響していることは否めません。昨年度は、県内の5人の就労コーディネーターが約1,500社を訪問するなど尽力されていることは理解しておりますが、さらなる工夫が必要だと思います。

また、雇用側の企業等に対する取組の先進事例として、福岡県では、この春から官民共同で障がい者雇用の促進のため、福岡労働局で、福岡モデルとして、人手不足に悩む企業に対し障がい者雇用の先進企業の協力を得ながら採用を検討してもらう取組を始めました。

人手不足の課題を抱える運輸、卸売、小売業の事業者が多いハローワーク福岡東では、採用数を充足できていない企業のうち工夫次第で障がい者の活躍が見込まれる企業に新規採用を提案し、必要に応じて障がい者雇用の高い先進企業の見学を勧めております。また、雇用は難しいと考えている企業には、業務委託や施設外就労などの形態も提案しております。

なお、国では、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の改正により、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、2024年4月からは2.5%、2026年4月からは2.7%となっております。

それでは、初めに武田教育長にお聞きします。

県内の特別支援学校高等部の卒業生の就職者の割合が21.7%にとどまっている現状についてどのように受け止め、今後どのような取組を進めていくのか、所見を伺います。

次に、田中産業労働部長に伺います。

県内の特別支援学校高等部の卒業生をはじめ、障がい者の雇用について、県内の民間企業の意識改革を含めどのように促進していくのか、所見を伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私にはリニアに関連して2点御質問をいただきました。

まず、鈴木康友静岡県知事との信頼関係の醸成についてという御質問であります。

先日、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会が東京で開催されました。それに先立つ自民党の会合において、当選後初めて鈴木知事とお会いさせていただきました。かねてから存じ上げておりますので、当選のお祝いを申し上げ、引き続き協力して取り組みたいというお話をさせていただいたところであります。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の会合において、鈴木康友知事からは、スピード感を持ってJR東海と対話を推進していきたいという前向きな御挨拶があったところであり、私としても、それを受けて、静岡工区の日も早い着工を期待しているということを申し上げたところでございます。

リニア中央新幹線は、やはり静岡工区が一日も早く着工していくことが極めて重要だというふうに考えております。そのためには、静岡県と私どもが十分に意思疎通をすると同時に、課題解決に向けて、我々のノウハウで活用していただけるようなものがあれば積極的に提供していくということも必要ではないかというふうに思っております。

静岡県とは、近々中央日本四県サミットも開催する予定にしております、様々な場面で連携してきましたし、また、全国知事会等でも鈴木知事とお会いする機会はこれからも度々あるかというふうに思います。そうした機会も通じて、このリニアの問題をはじめとする三遠南信をはじめ、静岡県と長野県、様々な共通の課題、共通の取組事項がございますので、こうしたものについてしっかり連携して取り組んでいくことができるように、意思疎通を図るとともに信頼関係を築いていきたいと考えております。

続きまして、長野県駅（仮称）への1時間当たりの複数本停車実現に向けた取組という御質問でございます。

リニア中央新幹線の日も早い開業は、伊那谷、木曾谷をはじめ、本県にとっての長年の悲願であります。そういう中で、我々としてもできる限りの協力をしてきているわけであり、ぜひリニア中央新幹線については、開業後は1時間に複数本の停車をしてもらいたいということをお願いしたところであります。これを実現させていくために、JR東海にはこれからも事あるごとに求めていきたいというふうに思います。

その一方で、我々が取り組むべきことは、やはり長野県駅ができた際に利用者数ができるだけ増えるような形に持っていくということだと思います。そのことは、まさにこの長野県駅周辺地域をどうやって活性化していくのか、どういう地域の未来像を描いていくのかということに直結するテーマだというふうに考えております。

こうしたことから、私どもとしては、まずは長野県駅を中心とした公共交通をしっかりと整備

していくことによって、リニアで来られた方々の移動の利便性の向上を図っていくということが基本として重要だというふうに思っています。

その上で、ビジネス、観光、あるいはお住まいの方の利用等があるわけでありましてけれども、例えば、企業誘致を行うことによるビジネス利用の増大や、二地域居住や移住の促進等を通じた人の往来の活発化を図っていくなど、新しい未来の地域像を描いていかなければいけないというふうに思っています。こうしたことは、国にも働きかけて、ぜひ多極分散型国土のモデルとなるような地域づくりを目指して取り組んでいきたいというふうに考えています。

これは、リニア中央新幹線の開業後だけではなく、既に開業前から伊那谷、木曾地域の知名度の向上を図ることによる観光誘客の増大等にもしっかりと取り組まなければいけないというふうに考えております。このような問題意識を地元の市町村や経済団体、そしてJR東海にもしっかりと共有してもらった上で、長野県駅を核とする地域の魅力の向上に向けてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私にはリニア駅アクセス検討会議、リニア駅前広場活用検討会議の開催状況とランドデザイン策定事業の進捗状況についての御質問をいただきました。

最初に、検討会議の開催状況についてです。

昨年11月に、地元経済団体や交通事業者をはじめとする関係者の皆様方にも参加をいただき、両会議の合同体会議を開催したところです。また、本年1月には、駅前広場活用検討会議及びまちづくり講演会、4月には新たなモビリティ講演会、6月には駅前広場活用検討会議を開催したところです。会議では、長野県駅（仮称）の周辺の活用方法やゾーニング等につきまして様々な意見が出されたところです。

今後は、JR東海が進める長野県駅（仮称）工事の完成予定時期の公表を踏まえまして、二次交通の整備や駅前広場の活用方法等の見直しも議論していただきたいと考えております。

次に、長野県リニア駅近郊ランドデザイン策定事業の進捗状況についてです。

本事業では、長野県駅（仮称）を中心にめり張りのある土地利用を促進し、かつ伊那谷地域が有する強みである環境共生、教育、学びをテーマに、現在、飯田市及び下伊那北部5町村に対しまして先進地域づくりの実現に向けたヒアリング調査を進めているところです。

今後は、市町村をはじめ、まちづくりに知見のある学識経験者や地元有識者の意見も踏まえまして、ランドデザインの策定を進めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には看護師の勤務環境の整備や処遇改善等について3点お尋ねがございました。

初めに、看護職員の負担軽減についてでございます。

医師の働き方改革の一環として推進されているタスクシフト・シェアは、看護職員などの医療従事者がそれぞれの専門性を生かすよう業務分担を見直すことで、医師の負担軽減と同時にチーム医療を推進していくものと認識しております。

例えば、検査等の説明や同意、薬物療法全般の説明、患者の移動補助などを、看護職員のみでなく、薬剤師や管理栄養士などの他の医療職種や看護補助者等と業務を分担していくことがタスクシフト・シェアにおいて重要であると考えております。

看護職員の負担軽減に向けた県の取組としては、看護職員が専門性を発揮し業務に専念できるよう、看護補助者の活用について看護管理者向けに研修を行い、また、県の医療勤務環境改善支援センターの看護アドバイザーが病院訪問をし、採血業務の臨床検査技師へのタスクシフトを促す等の支援を行っております。これらの取組により、医療関係職種全体のタスクシフト・シェア等を推進しながら、看護職員のみならず、医療従事者全体の負担が軽減されるよう努めてまいります。

次に、新卒看護職員の離職についてでございます。

長野県内の病院に勤務する新卒看護職員の令和4年度の離職率は、日本看護協会が行った調査によりますと7.6%であり、全国平均の10.2%を下回っている状況にあります。また、昨年度新人看護職員研修補助金を交付した45病院の離職率を確認したところ、全国と同様に、医療法人の離職率は公立病院より高い傾向にございました。

離職防止に向けた県の取組については、各病院が実施する研修への補助や長野県看護協会へ委託する集合研修等を実施しているところです。

また、看護師等養成所の看護教員、病院の看護部長等を対象とした看護人材育成連絡会や看護部長会議において新人看護職員の教育内容や入職後の状況等を共有しており、今後は民間病院を含めた設置主体ごとの課題について意見交換等も進めてまいります。

高齢者人口の増加により看護需要が増す中、看護職員の定着促進は重要な対策であると認識しており、引き続き関係機関と連携して新卒看護職員の離職防止と育成に努めてまいります。

最後に、民間病院看護職員等の処遇改善についてでございます。

医療、介護、福祉分野などにおける看護の需要が高まる中、昨年10月に、厚生労働省から、約30年ぶりに、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針が改定されました。この中で、処遇改善に関しては、業務負担

の軽減、給与水準、業務の効率化等の取組について方向性が示されており、給与については、医療機関ごとに業務内容、勤務状況等を考慮した水準にしていくことが求められているところでございます。

一方で、議員のお話にもありましたとおり、今月から診療報酬が改定されたことに伴い、今後、看護職員等の医療従事者の処遇改善が各医療機関で進むものと見込まれております。県としては、各医療機関における処遇改善の状況や医療法人から報告されることとなった病院の経営状況を把握し、また、民間病院を含めた医療機関の現場の声を伺いつつ、全ての医療機関の看護職員の処遇改善が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはライドシェアと配車アプリの関係で2点御質問を頂戴しました。

まず、ライドシェアに対する見解についてでございます。

自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアは、国が今年3月に制度化したもので、乗務員不足による全国的なタクシー不足の中で、タクシー事業者の管理の下で第二種免許を持たないドライバーとその自家用車などを活用して供給力を補おうとするものでございます。

日本版ライドシェアは、英米流のライドシェアとは異なり、地域の移動の足を支えてきた既存のタクシー事業者と競合することなく、その責任と運行管理の下で安全性が担保されるものと考えているところでございます。

今後、県としましては、長野県タクシー協会と十分に協議を行い、また、連携を取りながら、まずは各事業者のタクシー乗務員の確保に取り組み、次いで、県内のタクシーが不足する地域にあっては、各営業区域内外の事業者相互の応援を促し、それでもなお不足が生じる地域にあっては、先般初めて開催しましたタクシー供給不足対策連絡調整会議などを通じまして、市町村や各地域のタクシー事業者と様々な情報を共有することなどにより、日本版ライドシェアや自家用有償旅客運送制度などの導入、活用を促してまいり所存でございます。

次に、地域独自の配車アプリの開発についてのお尋ねでございます。

タクシーの配車アプリについては、無線配車方式とは異なりまして、利用者がスマートフォンで瞬時に近隣を走る車を確保できるとともに、事業者の効率的な配車にも資するもので、日本版ライドシェアなどの制度開始以前から、ウーバーやデイデイなどの海外企業が開発したもののほか、ゴーやエスライドなどの国内企業が開発したのも都市部を中心に普及しているところでございます。

県内では、配車アプリ導入の際に事業者が大きなコストを負担することとなるため、あまり

導入されてこなかったところがございます。議員御提案のような地域独自の配車アプリの開発は、海外製アプリに比べて情報の海外流出のリスクを回避できる可能性があるとともに、地域内の経済循環に資するなどのメリットが考えられるところがございます。

一方で、こうした独自アプリは全国的な普及が見通せないことから、仕事や観光で県外から訪れる方々にとっては、新たに当該アプリをダウンロードする必要があり、使い勝手が悪いというような課題もあると考えております。

こうしたことから、県としましては、民間で提供されております配車アプリの機能や情報管理についての調査や、他県での独自アプリの導入事例を研究するとともに、利用者や事業者の意見をお聞きしまして、アプリによる配車を行う場合にはどのようなものが望ましいか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には大学等の誘致実現に向けた進捗と今後の取組についてお尋ねをいただきました。

昨年度実施いたしましたアンケート調査結果に基づき、本年2月以降、大学等誘致に取り組む、もしくは関心のある市町村に対しまして、大学が設置を希望する施設や求める支援策等について説明し、意見交換を行ったところがございますが、現時点で市町村から具体的な問合せはない状況でございます。

今後は、アンケート調査で県に関心を示した大学に対しまして、市町村側の受け止め方を伝えますとともに、大学の現状や大学側が設置を希望する地域のイメージなど、市町村が具体的な検討に進むための項目につきまして改めて詳細に聞き取りを行います。

大学への聞き取りに際しましては、少子化が進展し、大学の経営環境が厳しさを増していることや、人口減少で担い手不足が顕在化していることなども踏まえまして、大学の財務状況や定員充足状況、また、県内で必要とされる人材を育成できる分野であるかなどを総合的に勘案し、優先順位を定めて実施いたします。

その上で、一定期間大学生が地域に定着することによる効果が期待でき、大学側の関心も高い学外実習、フィールドワーク等の拠点施設の誘致などを視野に、大学の意向や要望を市町村に伝え、それに対する市町村の考えを大学に伝えることを繰り返しながら、並行して県としての支援の在り方を検討するなど、取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 特別支援学校高等部卒業生の就職者の現状の受け止めと今後の取組に

ついでに御質問をいただきました。

令和5年度高等部卒業生の就職者は、昨年度より2ポイント低下し、21.7%でございました。卒業生364名のうち就職を希望した者は100名であり、その79%が就職しております。県教育委員会といたしましては、就職をする希望がさらに増え、それらの生徒が皆就職できるよう願っており、様々な施策を講じているところでございます。

具体的には、ただいま議員にも御指摘いただきましたけれども、全県に5名の就労コーディネーターを配置し、年間1,500社を訪問し、実習先の開拓や就労のマッチングの支援を行ってきております。また、生徒の働く意欲やスキルが伸びるよう支援することも大切でありますので、県独自の技能検定を開催するなどしてまいりました。

今後は、関係部局や経済団体との連携をさらに強化し、より多くの企業の方に生徒の働く力や可能性を知っていただくため、技能検定や作業学習を見ていただく機会を拡充するとともに、作業学習や企業実習のさらなる充実を図り、生徒の希望に応じた就職につなげてまいりたいと考えております。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には民間企業に係る障がい者雇用の促進についての御質問をいただきました。

障がい者雇用を進めるためには、受入先となります企業の意識、理解を一層深め、実際の取組につなげていくことが大変重要でございます。

このため、県では、具体的な施策といたしまして、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業の事例や、働く障がい者の様子を直接見聞きすることができる企業見学会の開催、また、従業員100人以下の企業が新たに障がい者を雇用し3か月以上継続した場合に30万円の助成金を交付する制度など、企業の実情に応じた支援を実施してきたところでございます。

また、今年度から、新たに長野ダイバーシティワークの取組を開始し、企業の業務切り出しから求職者とのマッチングまでをサポートすることでモデル事業を展開し、障がいのある方など多様な人材の労働参加を推進してまいります。

あわせて、本年4月からの法定雇用率引上げに伴いまして、一部の障がい者はかなり短い勤務時間であっても雇用率の算定対象となるため、この長野ダイバーシティワークで創出するショートタイムワークの普及は企業が積極的に雇用するインセンティブとして働くものと考えております。

今後、こうした取組を通じまして民間企業の意識改革を促し、教育委員会など関係機関とも連携しながら、特別支援学校高等部の卒業生をはじめとする障がい者雇用の促進してまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁をいただきました。

リニアは10年先に延びてしまいました。しかしながら、10年先を力強く生きる子供たちや今頑張っている若者たちの思いをぜひとも酌み取ってリニア駅構想を展開していただきたいと切に願います。

また、私たち特別職公務員も含めて、行政はどうしても民間ではなく公立病院に目が行きがちです。もう少し地域の医師会の皆さんの様々な思いを酌み取って、地域内格差が起きないように、看護師も含めた政策をぜひとも展開していただきたいと思います。

また、県内のタクシー業界の難しい課題に関して、現状認識は私もよく分かりましたが、人手不足の中で、これから変えていかなければいけないことがもっとも出てくると思います。

そして、少子高齢化の中、大学誘致は本当に難しいかもしれませんが、大学によるまちづくりというものがあることも肝に銘じて私も活動してまいりたいと思います。

最後に、特別支援学校高等部の卒業生の就職問題。教育長からもお答えがありましたが、就職を希望する方が100%就職することに関しては、やはりまだ難しい現実があることもよく理解しました。これに関しては、教育現場だけではなく、民間企業側の受入れ、意識改革を進めていく必要があると思います。

これからも長野県がすばらしい県になるよう切に願い、県議としてもしっかりと活動してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）学校現場の長時間過密労働が要因での精神疾患における休職者数は、22年度、全国で6,539人の過去最多を更新するなど、深刻な事態ともなっており、教員志願者の大幅な減少や教員不足などの最大の原因ともなっています。

そのような中、先月、中央教育審議会が審議のまとめを発表しました。

まず、教育長に伺います。

長野県においても大きな課題であり、これまでもいろいろな対策で努力されてきている教員の長時間労働が、この「まとめ」で示された方策で解決していけるのでしょうか。また、この方策では、将来にわたって長時間労働の歯止めをかけることができず、さらなる教員志願者数の減少や教員不足に拍車がかかるのではないかと現場では大きな心配がされています。見解を伺います。

「まとめ」では、今後も教員の労働は給特法の枠組みで管理され、今までどおり自主的、自発的な業務と定義づけられていくこととなりますが、実際、早朝から夜まで、中には家に持ち帰ってやっている仕事は、授業の準備や授業の力を磨く業務、そして、学校内での役割が振り分けられ、学校としての質を保つためには決して逃げることのできない仕事であり、教員として必要な業務に当たっているものと捉えますが、見解を伺います。

子どもの権利条約は、世界中の子供たちが幸福に生きることを願い、子供たちに基本的人権が保障され、子供たちにとって一番いいことは何かということを考えなければならないと定めています。

県内の学校現場からは、長時間労働と教員不足で、このままでは学校がもたないとの声が聞かれます。子どもの権利条約に沿って教員の多忙化が子供たちの成長と発達に及ぼす影響を正確に捉えることが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、子供たちの意見を表明する権利を保障すべきと考えますが、見解を伺います。

「まとめ」においても、妥当な残業時間は月20時間としています。これを実現させる責任は国にもありますが、学校設置者や任命権者にもあると考えます。そのためには、現実の学校体制を変える業務の抜本的な改善と人員増の両立しかありません。

全国でもいち早く35人学級を実現し、また、今年度も欠員対策のための教員配置の増員などを実行されてきたように、県として独自の施策を展開し、若者たちが「長野県で先生をやりたいんだ」と言えるようにしようではありませんか。その決意をお聞かせください。

知事に伺います。

子供たちが学ぶ喜びを感じ、笑顔あふれる学校になることは、みんなの願いです。しかし、今の教員数や労働時間では教員が疲弊し、子供たちの健やかな成長を阻害するものになりかねない状況となっています。そのような中で示されたこの「まとめ」について所見を伺います。

「まとめ」では、受け持つ授業数の上限設定や法律に基づく基礎定数増の見直しを先送りし、学校現場の切実な願いを裏切るものとなっています。定額働かせ放題の残業代不支給制度の継続や、業務量削減に決定的な施策がない方針の背景には、国際的にも低い公的教育予算を放置したままの国の政策があります。国の責任による業務量の軽減と教員の抜本的増員を国に対して強力に要請してください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 4点の質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、中央教育審議会の審議のまとめや教員不足等に対する所見についてでございますが、中央教育審議会の審議では、依然として時間外労働が長い教員が存在すること、教員不足も憂慮すべき状況であることなどの現状から、教員を取り巻く環境の抜本的改善が必要であるとま

とめられていると承知しております。

具体的には、学校における働き方改革の加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的に推進することとされており、これらを実現することにより、教員を取り巻く環境の整備については一定の効果があるのではないかと期待しております。

特に、この報告における学校の指導・運営体制の充実の項目において、教職員定数の改善や持ち時間数の軽減に言及していることが今後の教職員の環境整備には最も重要な視点であると考えており、これらのことが実現すれば、将来的には教職に魅力を感じる若者も増えてくれるのではないかと期待をいたしているところでございます。

続きまして、教員として必要な業務についてでございます。

いわゆる給特法は、教員の職務の特殊性に配慮した法律であり、公正な給与体系や労働条件を保障するものであると考えますが、近年、教員の勤務実態に合っていないという声が高まっていることも承知しております。

私自身、長年学校現場で勤務をしてみましたが、教員の仕事は、教材研究や子供理解など教員としての力量向上に欠かせない業務があり、それらは教員自身の自発性や創造性による部分が大きく、職務の線引きが難しいと実感しております。また、校長等の管理職が指揮命令によって時間外業務を行わせることにより、教員の自由さが奪われ、職場環境が悪化するという危惧もございます。こうした観点から見ても、一律で上乘せする教職調整額の枠組みには一定の合理性があるものと認識しております。

続きまして、教員の多忙化が子供たちの成長に及ぼす影響や、子供たちの意見表明の保障についてのお尋ねでございます。

近年、教員が子供と向き合う時間を十分に取れないという声も聞こえてきており、教員の多忙化が子供たちに及ぼす影響については関心を持って見ていきたいと考えております。そのためには、子供たちの意見を丁寧に聞くことが必要であり、県教育委員会としては、現在取り組んでいる教員業務改善事業の成果を全県に広げ、教員業務のスリム化を図り、教員が子供の声を十分に聞くことができる状況をつくっていくことにより、子供が意見表明をする権利を保障してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、時間外勤務縮減等のための県独自の施策についてのお尋ねでございます。

教員が心身の健康を保ち、生き生きとやりがいを感じながら子供と向き合い、質の高い教育を実現していくために、時間外勤務の縮減は解決すべき課題であると認識しております。議員御指摘のとおり、現実の学校体制を抜本的に変えることや教員の数を増員することはそのために必要不可欠なことだと私も同感でございます。長野県で子育てをしたい、長野県の先生になりたいと多くの方に思っただけのような長野県教育を知事部局と連携しながらつくってま

いりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には教員の長時間労働に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、中央教育審議会の審議のまとめに関する所見という御質問でございます。

この中央教育審議会のまとめでは、教師を取り巻く環境整備として、学校における働き方改革の加速、教職員定数の改善など学校の指導・運営体制の充実、教員の処遇改善、この3点を一体的、総合的に推進するとされています。

私としても、教員の方々に担っていただいている業務の適正化、手当の在り方の見直し、こうしたことを含めた働き方、処遇の在り方について抜本的に改善していく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、方向感としては同じような方向だというふうに思っています。

ただ、国と地方の関係からすると細かいなと率直に思っています。現場に委ねるところはしっかり現場に委ねる。これは、中央教育審議会のまとめだから仕方がないのかもしれませんが、現場で考えるべきことはやはり我々がしっかり考えていかなければいけないのではないかというふうに思っています。

知事会としても、学校教育を担う人材確保についてこれまでも要請してきておりますが、そうした要請内容に一定程度即したものでありますので、そうした観点では評価できるものというふうに考えております。

それから、国の責任による業務量の軽減と教員の抜本的増員を要請していただきたいがどうかという御質問であります。

今、義務教育は国庫負担金制度の下で運用されているわけでありまして、学校の施設基準や教員の在り方の根幹は国がルール化しているわけでありまして、国において今の実情を踏まえて抜本的な取組をしてもらうということはもとより重要なことだというふうに思っております。

これまでも、例えば、小規模校への専科教員の配置基準の見直しや、加配教員の柔軟な配置を我々地方の裁量でできるようにすることなどを求めてきましたけれども、今後ともこうした点については引き続き強く求めていきたいというふうに考えております。

一方、教育に責任を持つのは文部科学省、国だけではないわけでありまして。学校現場が主体的に考え、また、市町村教育委員会、市町村、そして県教委、そして私がそうした取組をできるだけ応援していくということが大変重要だというふうに思っております。

信州学び円卓会議でもずっと議論してきていますが、そうした中で一定の論点の方向性が出

てきています。その中の一つが、教員の方たちがチャレンジしたいことを実現できる学校づくりということでもあります。もとより、こうしたことを実現するためには、学校における働き方改革を進めていくことが重要でありますし、何よりも意欲、能力にあふれる先生方が活躍できる、長野県で教員を目指す、こうした環境をしっかりとつくっていくということが重要だというふうに考えております。

先ほども武田教育長から同様の趣旨の答弁がありました。引き続き教育委員会ともしっかりと連携しながら、国に意見を言うべきことはしっかりと行っていきますし、また、現場の声、市町村教育委員会、市町村、先生方、保護者、こうした皆様方の声も踏まえながら学校の在り方を変革していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）教育長は、答弁の中で、「期待」を2回、3回申されたし、「一律の線引きは」ということも申されましたけれども、今回のこの「まとめ」でも給特法の枠組みは変わりありません。

長時間労働を改善していくには、やはり、長野県においても、条例に基づいて超勤4項目以外の時間外勤務はさせない。割増賃金がないのだから残業となる業務は命じない。そんな運用が今求められているのではないかと思います。見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）議員がおっしゃるとおり、一番本質的な問題は、教員が行うべき業務をきちんと精選していく、スリム化していくことだというふうに思います。長い学校教育の中で、いろいろなものが学校に入ってきて、学校はそれをなかなか整理できない状況にあると思います。学校だけではそれを整理することがなかなかできないので、そこを協力し、バックアップしていくのが教育行政の仕事だと思っております。そのところはきちんと市町村教委とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）人が人として働く労働条件の最低基準を定めた法律が労働基準法です。先生も人間です。その適用を粘り強く求めていただくことをお願い申し上げ、次の地域公共交通計画について交通政策局長に質問します。

地域公共交通計画では、目標数値が具体的に示され、三つの目標の筆頭に公共交通の利用者を1億人に回復させる数値を掲げていますが、この急激な人口減少下にあって、需要を大幅に増やすことは困難さがあると捉えますが、交通政策局長の決意をお聞かせください。

地域公共交通の中心課題は、移動の保証、とりわけ移動制約者の方々の移動の確保を今

以上に高めることではないでしょうか。補助金頼みの採算が合わないバス等の路線を今後どのようにしていくのか、また、それに代わる手段をどのように整えていくのか、見解を伺います。

掲げられた大きな目標を達成するためには、施策実施に当たって多くの財源も必要です。財政措置の計画についてもお聞かせください。

深刻化する運転手の担い手不足については、5年間でバス運転手約200人、タクシー運転手約600人増やすとありますが、「あらゆる手法を検討」とし、人材確保や育成の取組の支援を施策、事業として掲げていますが、効果があまり発揮できなかった従来の施策の延長線上の感は拭えず、民間企業の努力頼みはもう限界で、目標の達成は困難であるのではないかと考えます。今まで常識とされていたことを大きく踏み越える大胆な政策が必要と考えますが、見解を伺います。

担い手不足は、運転手に限らず、運行管理者、バスの整備、鉄道の乗務員や技術職など公共交通に従事する全ての職種に至っています。これらにおける人材確保策についても具体的な施策展開策をお聞かせください。

県民はもとより、各市町村をはじめ、福祉や教育、観光、経済など、あらゆる組織や機関と共通認識の下でしっかりと連携し、共に実行しなければ、計画に示されている目標や品質の保証が達成できないと考えますが、見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）地域公共交通計画に関しまして6点にわたり御質問を頂戴しました。

まず、公共交通機関の利用者数の達成に向けた決意ということでございますが、県内公共交通機関の利用者数は、令和元年度は9,800万人を超えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました令和2年度には7,000万人を割り込み、大幅に減少したところでございます。

新型コロナウイルスの扱いが5類に移行しまして、日常生活が戻り、観光需要が回復する中で、JR等鉄道利用者を中心に令和3年度から4年度にかけて約1,000万人増加しまして、かなり回復してきているところでございます。

また、令和5年度に入りまして、バスドライバーの減少が顕在化し、バス路線の廃止や減便が相次ぐ状況ではあるものの、一方で、JR等の利用者数は、インバウンドの伸びを背景に今後も大きく増加するものと見込まれるところでございます。このため、今後の本県の施策の効果も考慮しまして、実現可能な水準として、コロナ禍前の水準を上回る利用者数1億人という目標を設定したところでございます。

この目標の達成に向けて、さらなるドライバーなどの確保に向けた施策を講じるほか、適切

な役割分担の下で公的関与を強めるとともに、公共交通の利便性の向上を図るなど様々な施策を遂行してまいりたいと考えているところでございます。

次に、採算が合わないバス路線の維持や代替手段の整備についてでございます。

今般策定しました地域公共交通計画では、公共交通等リ・デザイン（再構築）方針の中で、自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会の実現を目指す将来像として掲げ、自家用車の利用に制約を受ける高齢者、高校生、観光客などの移動を確保するため、通院・通学、観光を保証すべき移動に位置づけ、さらに確保すべき水準を定めたところでございます。

また、地域における公共交通ネットワークを構築するため、大都市圏と県内を高速で結びます広域高速交通軸から広域圏内を結ぶ幹線や市町村内を結ぶ支線などに区分をしまして、その区分に応じた関係者間の役割分担の原則を整理したところでございます。さらに、今後、これらを前提に、県としてより具体的な支援策も検討してまいります。

各地域における個別の路線につきましては、今後、県公共交通活性化協議会の地域別部会の場で、現行の路線や交通モードの見直しを含めて、市町村、交通事業者、利用者などの地域の関係者ととも具体的な議論、検討を深めてまいるところでございます。

こうした検討作業を通じて地域の関係者の理解協力を得まして、公的関与の下で通院・通学、観光の足をしっかり確保すると同時に、各地域で効率的な路線や交通モードを定めていく所存でございます。

次に、財源の確保、財政措置についてでございます。

計画に掲げられた目的を達成するための施策の実施には相応の財源が必要であり、今後総務部とも協議を行い、必要な予算を確保してまいりたいと考えております。また、国に対しても、既に地域公共交通リ・デザイン実現会議で知事から意見を申し上げてきておりますとおり、地域の実情に応じて自治体が柔軟に活用できます基金の創設など、財源措置について引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、人材確保等に向けた大胆な施策の実施についてということでございます。

バスやタクシー等の運転手不足の解消に当たりましては、ドライバーの二種免許取得の支援、運輸業界専門の就職相談窓口の設置、求職者向けのマッチングイベントの開催などに取り組んできたところでございます。

また、今年度から、退職自衛官、消防吏員へのアプローチに加え、バス運転手として県内バス会社に就職する県外からの移住者を対象に新たに支援金を支給することとし、今月募集を開始したところでございます。今後、様々な新たな施策を講じるべく、幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、運行管理者や整備士などの確保に向けた施策についてでございます。

様々な機会に、県内の交通事業者の方々から、運転手に限らず、運行管理者や整備士、鉄道保線員等の技術職から事務職員に至るまで人材不足が深刻になっているとお聞きしているところでございます。

先ほど申し上げました運輸業界専門の相談窓口やマッチングイベントにおいては、運転手に限らず、運行管理者や整備士も対象としておりまして、業界全体の人材確保を図っているところでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、今後様々な新たな施策を講じるべく幅広く検討してまいりたいと考えております。

最後に、市町村や福祉、教育等関係組織・機関との共通認識での取組についての所見ということでございます。

知事が構成員として参画しておりました国の地域の公共交通リ・デザイン実現会議の取りまとめにおいても、「交通×福祉」あるいは「交通×教育」といったように、地域の多様な関係者による連携・協働を推進し、地域の様々な資源を活用することが移動手段の確保のためには重要であるとされたところでございます。

県としましても、今後、地域ごとに保健所や学校、観光などの多様な関係者と認識を十分に共有しますとともに、市町村、交通事業者、利用者などの関係者を巻き込みながら地域公共交通計画に掲げた通院・通学、観光等の移動の保証、そして、そのサービスの品質の確保と具体化を図ってまいりたいと考えております。

その際、交通空白地など、必要な地域にあつては、自家用有償旅客運送などをはじめとします医療、福祉、教育分野などの地域のあらゆる輸送資源の活用などについても、そうした関係者と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）計画では、住民の役割、利用促進策にも力点が置かれていますが、やはり県民や企業の協力が絶対に不可欠であります。多く寄せられたパブコメの期待にもしっかりと向き合い、思い切った政策誘導やモビリティーマネジメントによる利用促進を強力に推進していくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

まずは長野県の中山間地の農業について伺います。

食料の安定供給を確保するには、食料自給率、食料自給力の維持向上を図ることが必要です。我が国の食料自給率は長期的に低下傾向で推移しており、先進国中最低水準となっております。また、食料自給力は、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を表すものです。食料自給力の維持向上のためには、農地の確保、単収向上に加え、労働力の確保や省力化等の技術改善が必要です。昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が目まぐるしく変化しています。

そして、今国会では、農政の憲法とも呼ばれる食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、食料安全保障の確保を新たに加え、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上などに取り組むことが盛り込まれました。

また、県では、しあわせ信州創造プラン3.0の新時代プロジェクトにおいて、輝く農山村地域創造プロジェクトを掲げ、地域特有の資源を最大限に活用し、磨き上げることにより、様々な課題や条件不利性の克服と、これからの時代を牽引する新しい価値が複合的に生み出されるオンリーワンの輝く農山村地域の創造を目指すとしています。地域ぐるみの意欲的な活動で成果を上げている地域を厳選し、時代の最先端エリアにすべく様々な政策を集中投下するとしております。農業の大転換期である今こそしっかりとの方針を示していくことが重要であると考えます。

そこで、まず、現在深刻な影響を与えている地球温暖化、気候変動について尋ねます。

各地で様々な影響が出ておりますが、長野県も例外ではありません。これからますます深刻化する気候変動にどう対応し、また、地球温暖化が進む中で、それに適応した農作物をどう育て、ブランド化を図っていくのか。これができなければ、長野県のこれからの農業が成り立ちません。その上で、これぞという品目を定め、知事のトップセールスはもちろんですが、県民が一緒になってPRしていかなければならないと私は考えます。

そこで、知事にお尋ねします。

地球温暖化による県内農業への深刻な影響が懸念される中で、当県農業を今後も発展させて

いくため、これから起こり得る気候変動による影響をどう捉え、何に取り組んでいかなければならないとお考えか、伺います。

次に、現在、各地において策定に向けた準備が行われている地域計画についてお尋ねします。

地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和5年4月1日に施行されました。これにより、これまでの人・農地プランが法定化され、地域の協議により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を市町村が定めることとされました。

これまで地域の皆様の御努力で守り続けてきた農地を次の世代に確実に引き継ぐため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか。農地を含め、地域農業をどのように維持発展していくか。若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、県内でも、地域の関係者が一体となって地域計画の策定に向けた検討が進められているところですが、地域計画策定後における県の支援について伺います。

次に、GAP、農業生産工程管理についてお聞きします。

県におきましても、農作物の安全確保や環境に配慮した持続可能な農業につなげるGAP認証の取得を推進しておりますが、県内事業者における国際水準GAP認証の取得件数は令和4年度時点で69件、181経営体であります。今後もGAP認証の取得を推進する必要があると考えますが、県としてどのように取り組んでいくか、伺います。

人口減少が進む中、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保全管理活動がますます重要となり、これからも協力していかなければなりません。一方で、ハード面に目を向ければ、農業水利施設は整備されてからかなり時間がたっている状況です。農業に欠かせない農業用水を安定的に供給するためには、老朽化が進む用水路などの農業水利施設の整備を早期に進める必要がありますが、今後どのように実施していくのか、伺います。

農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担軽減が重要な課題であります。農業者が減少する中、1人当たりの作業面積は拡大。農作物の選別など多くの雇用労力に頼る作業、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業やきつい作業、トラクターの操縦など熟練の技術を要する作業が多く、新規参入が困難と言われております。

特に、高齢化が進む中山間地では、高齢化と人手不足から、集落営農法人等地域農業を支える担い手が抱える圃場面積が増えており、省力化と負担軽減が最重要課題となっております。地域の基盤農業である水稲にかかる人手を極力減らし、基幹産業となる園芸作物等に注力する作業時間の確保が営農継続のポイントと言えます。

そこで、日々多くの課題を抱えている農業経営者にとって、アグリテック等と呼ばれるテクノロジーの活用、農業ICTやRTなどを活用した超省力、超収量、高品質生産等を可能にする新たな農業、いわゆるスマート農業は非常に魅力的に映ります。一方、スマート農業について、その言葉の裏では、何から使っているのか分からない、適当なスペックの製品がないなど、農業現場から多くの困惑した声をいただきます。

一番スマート農業製品を使ってほしいのは経営規模拡大期にある農家ですが、月額1万円もするようなサービス導入や、1台500万円もする農業用ドローンの導入となると、スマート農業に踏み切るハードルは高くなってしまいます。

スマート農業に必要な機材の値段を抑えるには、リース、レンタルの活用も有効だと考えられています。購入により全ての費用を払うわけではなく、利用している一定期間の料金だけに抑えることが可能です。また、近年では、レンタルする形式で機器をシェアリングする取組も行われています。近隣の農家でシェアリングできれば、機械のコストを抑えることが可能ですが、利用する時期が競合することが課題になります。

導入コストの高さや技術を使いこなす難しさなどはあるものの、今後日本の農業が発展していくためには、IoT技術の活用が必要不可欠です。そこで、今後中山間地域に合ったスマート農業を県としてどのように支援していくのか。以上4点について小林農政部長に伺います。

農業の付加価値を消費者に分かりやすく提示する新しいビジネスとして、農山村部など自然豊かな場所に滞在し、その地域の環境や文化、そこに住んでいる人々との交流を楽しむ余暇活動、アグリツーリズムが世界に注目されており、国内外を問わず人気が高まっております。特に、日本の農山村部には、そこでしか体験できない伝統や文化が残っている場合も多く、日本国内はもちろん、海外からのニーズも高まっております。

アグリツーリズムを利用する消費者の主な目的は、地域の特徴を体験することです。地元根差した文化や食べ物に興味を持つことが多く、そうした消費者をターゲットにして、民宿やレストラン、体験農園を開設すれば、作物の出荷以外での収益確保を図れます。

私の地元、辰野町川島にある宿泊施設「かやぶきの館」でも、田園風景を楽しみ、農業体験をし、その地元で取れた野菜など、その土地ならではの食事を目的に、海外からの旅行客がいらっしゃいます。それらの施設で自らの農園や地元の作物のおいしさや魅力を知ってもらうことで、本業の収益アップに効果的なプロモーションにつながる点も魅力です。中には、都市部の商店街と農山村部が協力して地域の新たな魅力を発信することで地域全体の活性化につながった事例もあります。そのほか、空き家や休耕地などを活用すれば休眠資源問題も解決できるなど、多くのメリットをもたらしてくれます。

私たちの暮らす長野県には、豊かな自然環境や歴史、風土など都会とは異なる様々な資源が

あります。これらを観光のコンテンツとして生かすことが重要であると考えますが、加藤観光スポーツ部長の所見を伺います。

次に、長野県の林業についてお聞きします。

本県は全国有数の森林県であり、森林面積は県土の約8割を占めております。しかし、民有林の人工林、カラマツやヒノキが主伐期になっているにもかかわらず、伐採や再造林が進まず、森林の高齢化や荒廃が進んでおります。

森林の役割には、山地災害の防止や水源の涵養など県民の暮らしを広く支える働きをはじめ、保健休養の場の提供、多種多様な生き物の生息、生育する場として自然環境を守る機能、木材をはじめとする林産物の供給機能、さらには地球温暖化の防止等、地球規模での環境を保全する機能など多様なものがあります。

そのため、森林の整備・保全を進め、広く県民が森林のもたらす恩恵を享受していくためには、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者らの努力、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体からの支援がこれからも必要になっております。

県としても、このような状況を打破し、課題解決のため、主伐・再造林を推進していくような様々な政策を打ち出しています。しかし、主伐・再造林移行への最大のネックとなっているのは、人材不足です。このことは、2月定例会でも大畑議員から述べられておりますが、課題解決のためには人材の確保育成が何よりも重要であります。

そこで、順次お尋ねします。

主伐・再造林を進めるため、林業就業者を1,500人から1,600人に増加するための施策に取り組んでいることと認識しております。少子化、人口減少が避けられない中、若年層の林業就業者を確保することが重要と考えますが、若年層の林業就業者の現状と確保育成のための施策について伺います。また、若年層の林業就業者の確保育成を進めるためには、労働安全対策の強化が不可欠と考えますが、林業労働災害の現状と安全性の向上を図るための施策について伺います。

次に、県産材の活用についてですが、本年度より、県民の皆様の新たな発想や問題意識を取り入れ、県政をより身近なものとするため、上伊那地域振興局において、県民参加型予算を活用し、上伊那地域材利活用促進事業が事業化されました。

上伊那地域では、これまで、カラマツ、アカマツ等の地域材の9割が地域外へ丸太のまま出荷されており、地域全体として域内加工、域内消費による森林資源の循環利用の促進が課題でありました。このため、県が地域材を活用した域内事業者の商品を一括してPR、販売する場の創出、地域材の認知度の向上、発信力の強化、地域材を手にする機会の創出により、域内加工、域内消費の促進を図る事業であります。本年度からのこの新しい事業をしっかりと進めて

いただきたいと願っておりますが、この上伊那地域材利活用促進事業の取組状況と今後の展開について伺います。

次に、地元企業の森林保全への関わりについてです。

森林の整備、保全を進め、広く県民が森林のもたらす恩恵をこれからも享受していくために、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者をはじめ、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体で森林の保全に関わる必要があります。さらに、地元の地域の企業をも巻き込んでいかなければならないと考えております。

企業としても、環境貢献活動を行うことで、CSR活動を含めた環境先進企業としての森林整備の取組をPRできると思います。そこで、このような地元の企業を森林保全に関与させる施策の展開について伺います。以上4点を須藤林務部長に伺います。

次に、長野県の熊、害虫対策について伺います。

県では、野生鳥獣対策として、防除対策、捕獲対策、生育環境対策の三つの項目を被害対策の基本に据え、また、関副知事を本部長とする野生鳥獣被害対策本部会議を設置し、本県の自然、農林業を野生鳥獣から守る部局連携の総合的な被害対策を推進しております。

しかし、野生鳥獣による農林業被害は、令和4年度では7億円を超える高いレベルで推移し、また、自然植生への影響も大きな問題となっております。今後も適切な野生鳥獣の保護管理が求められております。

特に、熊については、人身被害が大きな問題となっております。2023年度の人身被害者数は、統計のある2006年度以降過去最多の198件、219人になったことから、環境省としても、今年の4月、熊を指定管理鳥獣に追加しました。

昨年度の県内における目撃件数は1,406件で、人身被害11件、死者1人、私の地元上伊那でも、目撃36件、人身被害は2件確認されております。人身被害は、いずれも昨年6月に辰野町と宮田村で発生しております。伊那市では、昨年の人身被害はありませんでしたが、目撃は23件あったほか、捕獲した熊を駆除せずに山に帰す学習放獣は5頭に上っております。今年度に入っても、県内の至るところで毎日のように目撃情報が飛び交っており、また、被害も、箕輪町等含め頻繁に耳にします。先週には熊に襲われて死亡したのではないかと疑われる事案も県内で発生しました。

熊は、食べ物が不足する初夏から行動範囲が広がり、ドングリ類が凶作の年には、冬眠前の秋に里地への出没が増加すると言われております。そこで、須藤林務部長に今後の熊の被害対策をどのように進めていくのか、伺います。

また、今年は害虫被害も増えるという報道がされました。梨や桃の実などの果物に害を及ぼすカメムシが増えていると、県は4年ぶりとなる注意報を南信地域に発出いたしました。カメ

ムシの増加は、暖冬や先月以降の高温が影響していると見られているとのことですが、これからの時期も気温が高くなると予想されているため、カメムシの繁殖が活発になり、4月から7月下旬にかけて大量発生し、地域全体に被害が及ぶ可能性があります。

カメムシの例を挙げましたが、今後、気候変動により農作物への害虫被害が増加するのではと懸念されます。県として気候変動による害虫の発生をどのように予測し、対策を講じていくか。小林農政部長に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私には、農業の中で気候変動が及ぼす影響と県の取組に向けた思いという御質問をいただきました。

長野県は、ゼロカーボン戦略を策定して、県全体でこの気候変動に向き合っていこうと取り組んでいるわけでありますけれども、まさに、この御質問の農業分野は、気候変動から直接的に大きな影響を受ける分野であります。また、農業自体の温室効果ガスの発生を抑制していかなければいけないと、両面からの対策が必要だというふうに思っています。

特に、気候は非常に厳しい状況になりつつあるというふうに感じています。昨年、松本の平均気温は13.7度。平年が12.2度でありましたので、約1.5度平年より高い平均気温になっておりますし、真夏日は、30年間平均の平年値では51.2日だったのが、昨年は85日ということで、非常に多くなっております。

こうした気候の影響によりまして、収量の低下や品質の低下が顕在化した年になってしまったというふうに思っています。春先の凍霜害、高温によるリンゴの着色不良や日焼け、さらには米の白濁、収穫前の割れの発生といったような課題が生じています。

こうした状況を我々も深刻に受け止めてしっかり対応していかなければいけないわけですが、こうした気候変動への対応に、研究開発面、政策面でしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

例えば、高温でも栽培が可能な品種の開発、普及、収量や品質を低下させない栽培技術の開発、普及、さらには新たな品目の検討、導入、こうした農業そのものの対策、対応をしっかり進めていくことと併せて、災害等に対応するための農業用水利施設の整備等、ハード、ソフトの両面から対応していくということが重要だと思っています。

高温条件に対応した品質開発の例としては、着色のよいリンゴ、シナノリップの開発等を行ってきたところでありますし、今後は、かんきつ類など新たな品目も視野に入れてさらなる研究の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また一方で、昨今の気候変動の激化という状況を踏まえると、こうした適応策だけではなく、農業分野における緩和策、温室効果ガスの排出を農業自体から抑制するための取組という

ことも重要だというふうに考えております。

例えば、水田からのメタンの発生を抑制するための水管理技術であったり、さらには、果樹剪定枝、もみ殻等の未利用有機資源を活用した炭素貯留、こうした取組もしっかり進めていかなければいけないと考えております。また、こうした様々な対策を進める上では、農業者の皆様方、農家の皆様方の理解、そして問題意識と危機感を共有していくということも重要だと思っています。

今年の1月に、ファーマーズ会議を開催しました。農業経営者協会、農業者協会の皆様方と意見交換させていただき中で、この脱炭素について御意見をいただきました。その際、私のほうから、参加されている皆様方に、この気候変動、地球温暖化に関心を持っていらっしゃるかどうか伺ったところ、ほとんどの方たちが関心を持っているとお答えになりました。しかし、その一方で、具体的な取組をされている方という問いかけには、あまり多く手が挙がらなかったという状況でございます。

この農業の分野は、まさに気候変動に直面している分野でありますので、私としては、ぜひ農家の皆様方にも気候危機についてしっかり理解をしていただき、共に取り組んでいただきたいというふうに思っています。その場では、学ぶ場が必要ではないかという御意見もいただきましたので、早速、農政部と環境部とが連携して、農業者を対象とした気候変動に対する研修会等を行うこととさせていただいたところでございます。

我々県行政も、引き続きこの気候変動が農業に与える影響をしっかり受け止めつつ、必要な対策、対応を行っていきたいというふうに思いますし、また、農業者の皆様方とも課題や方向性をしっかり共有しながら対応していきたいというふうに考えています。

引き続き、県全体でのゼロカーボン戦略の推進と農業分野での対策の両面でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には5点質問をいただきました。

まず、地域計画策定後の支援についてのお尋ねです。

守り継がれてきた農地を次世代に継承し、地域の農業を維持発展していくためには、各市町村において地域計画の実現に向けた取組が進められること、これが大変重要であります。このため、経営体の強化に向けた機械や施設の整備、生産性向上に向けたスマート農業の導入や農地の基盤整備、多様な担い手の確保に向けた新規就農者の育成や農ある暮らしの推進等、ハード、ソフト両面で様々な取組がなされると考えております。県といたしましては、国の補助事業も積極的に活用しながら、地域計画の実現に向けてこれらの取組が着実に進むよう、市町村

に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、国際水準GAP認証の取得についてのお尋ねでございます。

県では、全ての農業者が広くGAPに取り組めるよう、本県の生産現場の実情を踏まえ、実施内容を具体化した県GAPをつくり、多くの農業者が実践しております。現在、この県GAPを充実させ、国際水準に引き上げるよう調整しており、県GAPで実践を重ねることが国際水準GAP認証の取得につながるものと考えております。

また、国際水準GAP認証の取得には高額な初期の審査費用が必要なことから、その費用を助成しているところでございます。

今後も、GAP指導員を育成し、支援体制を充実させるとともに、農業者向け研修会などによる認証取得に向けた意識の醸成、さらには、GAPを農業大学校や農業高校での学びに取り入れ、次世代の実践者の育成を図り、認証取得の拡大に努めてまいります。

次に、農業水利施設の整備についてのお尋ねでございます。

本県の農業水利施設は、昭和30年代から50年代に整備されたものが多く、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画を策定し、計画的に補修や更新を行っているところでございます。とりわけ、頭首工や水路トンネルなどの重要構造物は、障害が発生した場合に営農に大きな影響が及ぶことから、重点的に対策を講じております。

今後も、施設の管理者である市町村や土地改良区と個々の施設の状況を的確に把握し、認識を共有しながら、営農に不可欠な用水を安定して供給できるよう、計画に基づき整備を進めてまいります。

次に、中山間地域に合ったスマート農業の支援についてのお尋ねです。

中山間地域の急な斜面にも対応するラジコン草刈り機や、狭隘、不整形な圃場におけるドローンの活用は、作業の軽労化や安全につながることから、まずはデモンストレーションや活用事例の情報提供等を行い、有効性の理解を深め、導入意欲を高める取組を進めています。

また、経営面積が小さい、高齢農業者が多いといった実情から、個々での導入には負担が大きいという課題への対応として、スマート農業機器を活用して農作業を請け負い、機械のレンタル等を行う農業支援サービス事業者への支援を昨年度から行っているところでございます。中山間地域の課題解決に向け、農業支援サービス事業者の育成を加速し、農業のスマート化を進めてまいります。

次に、気候変動による害虫発生の予測と対策についてのお尋ねです。

気候変動による気温の上昇等に伴い、害虫の発生回数や量の増加、また、これまで県内で確認されていなかった新たな害虫の発生が懸念されます。現在、県内257か所での害虫の定点調査を行うとともに、近県での発生状況や気象の見通し等も踏まえ、発生を予測しております。

今後、必要に応じ、対象害虫の拡大や県境での監視の強化などを図ってまいります。

また、調査結果を生産現場に対し適時適切に伝達し、確実な防除がなされるよう努めるとともに、防虫ネットの活用など、農薬だけに頼らない総合的防除を推進してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には自然環境や歴史、風土などの観光への活用に関しまして御質問をいただきました。

農山村に滞在し、農業体験や住民との交流を楽しむアグリツーリズムは、自然環境に恵まれた本県の強みを生かす観光コンテンツとして重要であり、世界的な潮流でもございます持続可能な観光につながるものと考えております。

現在、県では、本県の多彩なアウトドアカルチャーの発信、定着を図るため、「Go Nature. Go Nagano.」をキャッチフレーズに、戦略的なプロモーションを展開しておりますけれども、アグリツーリズムもその要素の一つでございます。農山村での体験学習、ワインツーリズム、アウトドアアクティビティーと地元の食との組合せなど、長野県ならではの魅力を発信し、長期滞在型の観光の推進、リピーターの獲得につなげてまいります。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には5点質問を頂戴いたしました。

まず、若年層の林業就業者の現状と確保育成の施策についてでございます。

毎年度実施している林業事業者等調査では、39歳以下を若年層と定義しており、直近の調査である令和4年度では林業就業者全体の31%で、人数は466人となっています。また、新規就業者に占める若年層の割合は56%、人数は67人となっております。

若年層の林業就業者の確保育成のため、県では、関係団体と連携した就職説明会や新規就業者を対象とした林業講座の開催に加え、令和6年度からは、移住・転職者への給付金について新規学卒者も支給対象に加えるなど、支援の充実を図っているところであります。

また、高性能林業機械シミュレーター等を活用した林業体験や、キャリア教育の始まる中学生への林業職場体験の推進等を通じて、より若い世代の林業の認知度向上を図ることにより、林業を目指そうとする若者が増えるよう取り組んでまいります。

次に、林業労働災害の現状と安全性の向上についてでございます。

林業における労働災害発生割合の全国の数値は、全産業平均の約10倍と、高い状況です。長野県内でも、令和5年には36人の労働災害が報告されております。林業労働災害の多くは、チェーンソーによる伐倒造材等の作業中に発生しており、法令等に基づく禁止事項の遵守や安全教育の実施、安全装備の着用の徹底を推進することが労働災害の防止のために必要と考えて

おります。

このため、安全装備の導入支援や林業労働安全研修会の受講促進に加え、伐倒練習機やVRシミュレーターを活用した安全操作訓練、労働災害発生時の林業現場での救助訓練などに取り組んでいるところであります。

また、現場技能を客観的に評価、見える化し、自らの技能への気づきと研さんの機会とするため、今年度、本県では、初めて伐倒技術を競い合う信州伐木チャンピオンシップを開催することとしております。こうした取組を通じまして、労働災害の防止と労働安全環境の醸成を図ってまいります。

上伊那地域材利活用促進事業についてでございます。

現在の取組状況としては、地域の林業・木材産業等の関係者による協議会が今年20日に立ち上がったところであり、今後は、上伊那圏域の地域材の情報を発信するアンテナショップの設置や、対面及びオンラインによる地域材製品の販売などに向けて具体的な取組が進められていく予定と伺っております。

こうした取組の実施により、上伊那圏域の住民が地元産の木材製品を直接見て触れる機会が増加するとともに、地域材製品をインターネット上で手軽に購入できる環境の整備により消費者の利便性が向上するなど、地域材の認知度の向上と消費の拡大につながることを期待されます。今後、上伊那圏域における今回の取組につきまして、その効果等を検証した上で、県内各地域における地域材の利用促進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

地元企業を森林保全に関与させる施策についてでございます。

企業が森林保全に関わる施策については、森林の里親促進事業として、企業と森林を有する地域とを県が仲介する仕組みを平成15年度から展開しており、これまでに、地域内外の企業と175件の契約が締結されています。

加えて、企業の森林への関与をより高めていくには、企業の社会貢献活動にとどまるだけでなく、ビジネスの一環として森林を多面的に活用していく取組も重要と捉えております。県内にも、社員の健康利用や社員研修等、企業活動に森林を積極的に活用している事例も見られることから、こうした企業活動を受け入れる森林サービス産業の振興を図ることで、先行事例の横展開や企業と森林との関わりの強化に努めてまいります。

5点目でございますが、ツキノワグマによる人身被害対策についてでございます。

ツキノワグマによる人身被害につきましては、今年度は本日までに4件の発生が確認されております。このような状況を受けまして、今年5日には、県として初めてツキノワグマ出没注意報を発出いたしました。

また、今年11日には、野生鳥獣被害対策本部会議を緊急に開催し、人身被害を防ぐため、熊

の目撃情報があった箇所等を7月12日までの約1か月間集中的に点検することを決定いたしました。市町村及び専門家と連携し、熊の餌になる木の実の除去や、隠れ場所となるやぶの刈り払いなどの必要な助言を行ってまいります。また、熊の出没状況を分かりやすくお伝えする仕組みについて現在検討しております。

こうした地域ぐるみの対策の重要性は、昨年開催したツキノワグマ対策あり方検討会の提言でも指摘されており、人と熊とのすみ分けを徹底するため、市町村によるゾーニング管理の導入を進めているほか、予算を倍増して緩衝帯の整備に取り組んでいるところであります。

また、研究機関と連携し、熊の食べ物となるドングリ等の堅果類豊凶調査に基づき、秋以降の出没予測を行うとともに、大量出没が予測される場合には、人身被害の防止に向けて必要な対策を講じてまいります。

人と熊との緊張感ある共存関係の再構築を目指しまして、関係部局や市町村等と連携し、対策の推進を図ってまいります。

以上でございます。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

県土の約8割を占める長野県の森林の保全については、再度申し上げますが、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者らの努力、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体で守っていかなければなりません。

県には、これからもさらなる施策をお願いするとともに、農業に関しましては、地域の皆様の御努力で守り続けてきた農地を次の世代に引き継ぐため、地域計画策定後の支援、農業用水を含めた農業水利施設の整備、スマート農業の導入が必要です。

また、新しいビジネスを築くためにも、長野県の特徴である爽やかな風、清らかな空気、おいしい水、そして、美しい豊かな自然環境や歴史、風土を用いたアグリツーリズムの促進は、知事が掲げる輝く農山村地域創造プロジェクトのオンリーワンの「輝く農山村地域」の創造へつながります。

先ほども、阿部知事の答弁で、各部署とも連携をして進めていくとのことでしたが、長野県の中山間地の農業の課題解決のためには、農政部に限らず、林務部、観光スポーツ部など様々な部局が関わり、総合的な施策を展開していくことが重要であります。部局の枠を超えた連携と一層のお取組をお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）鹿の生息域は拡大の一途をたどっており、森林の植生に深刻な影響を及ぼしながら、今まで生息が確認されていなかった高地においても生息が確認され、国立公園にまで及んでいます。

鹿の食害や樹皮剥ぎによる植物の種類減少、低木や草など下層植生の衰退など、森林生態系、生物多様性への影響が顕在化し、森林の荒廃、地表のむき出しによる保水機能の低下や土壌流出など、災害の頻度や規模への影響も懸念されています。いかにして鹿の適切な数と生息規模にコントロールしていくのが政策にも求められています。

県では、令和3年度から5か年の第5期ニホンジカ管理計画の下、対策に取り組まれています。当計画では、捕獲目標を20万頭としていますが、捕獲頭数は近年伸び悩みを見せており、同様の目標値を掲げた第4期計画において、捕獲頭数は13万頭にとどまり、目標に対し7万頭下回る結果となっています。

そして、現在の第5期計画におきましても、計画初年度、令和3年度は約3万2,000頭、令和4年度は約2万9,000頭ということで、目標値に対し、個体数抑制に向けましては大変厳しい実態があると感じるわけですが、県ではその要因となっている課題をどのように認識し、解決していく考えなのか、伺います。

鹿による被害の減少と鹿の頭数コントロールのため、重要な役割を担うのが狩猟者です。全国的に狩猟者の減少と高齢化は大きな課題となっていますが、長野県におきましては、狩猟免許所持者のうち60歳以上は58%と、高い割合にあるものの、減少傾向にあり、18歳以上から49歳までの年代が増加傾向にあります。引き続き効果的な捕獲を進めるため、将来の捕獲を担う新規狩猟者の確保、人材育成の強化、また高度化も必要です。

近年、鹿の警戒心が強まることによって捕獲が困難になっているという現状に対し、単に努力を増やすだけではその改善を見いだすことができないことを踏まえた、より効率的な捕獲手法の確立と普及も急務であると考えます。確実な新規狩猟者の確保、そして、人材育成とともに、効率的な捕獲策の確立とその実効性をいかに高めていくのか。県の今後の取組について伺います。

また、単に捕獲頭数を増やすということにとらわれない対策が迫られていることを認識し、従来の伝統的な狩猟方法と併せ、新たな捕獲方法の確立に向け、県が主体的に取り組んでいくことが求められていると考えますが、県の対応策について併せて伺います。

ニホンジカをはじめとした野生鳥獣による被害の拡大や長期化の要因として、その専門分野における技術者の不足や、科学的な根拠に基づいた組織的、計画的な捕獲の欠如が指摘されてきました。それは、例えば、捕獲制度と狩猟制度とが混同、混在している実態も招き、その解消を図るべく、平成27年度より認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設されています。

広域的、集中的な指定管理鳥獣の捕獲、管理に当たりましては、認定鳥獣捕獲等事業者の育成による捕獲活動の担い手の確保とともに、同事業者のさらなる積極的な活用の推進が重要です。制度創設以来、認定鳥獣捕獲等事業者による成果をどのように捉えているのか。また、事業者に対する認証手続にとどまらない構成員の技能向上や団体の育成支援、認定事業者の積極的活用策に対する県の考えを伺います。

鹿の生息数の増加、生息域の急速な拡大は、森林内の下層植生の減少をもたらし、昆虫や鳥など他の生物の生息環境にも影響をもたらすことにより、生物多様性の減少、生態系の変化を招いています。あわせて、森林の保水力低下による鉄砲水や土壌の流出など、災害の規模や頻度への影響も懸念されるものです。

実際、令和元年に県が行った森林下層植生の衰退度調査結果によりますと、衰退度区分を6段階で評価していますが、管理ユニット区分で八ヶ岳や南アルプスでは衰退度3や4が多くを占めています。土壌侵食や地表土壌が流出するような植物が枯死する衰退度区分5、6も間近な状況であり、取り返しのつかない事態を招かないか、憂慮いたします。

既に衰退し、失われた森林下層植生の回復をどのように図っていくのか。また、下層植生の衰退による森林の生物多様性への影響や生態系の変化、被害の実態について、県はどのように認識され、その拡大を防ぎ、保全を図っていく考えなのか、併せて伺います。

長野県の森林資源は、着実な増加とともに本格的な利用期を迎え、県は、適正な主伐・再造林の推進、加速化を林業県への飛躍に向けた施策の旗印として掲げています。

主伐後の再造林に当たりましては、初期保育作業の着実な実施も見据えた取組が不可欠ですが、ニホンジカの生息範囲の拡大を踏まえますと、再造林が餌場の創出となり、さらに増加させる要因にもなりかねず、食害等のリスクは再造林への意欲低下を招きかねないことから、主伐・再造林の過程におきましては、その被害対策を効果的、効率的に講じていくことが不可欠であります。

まず、再造林地域の周辺部における鹿による被害状況や生息密度の十分な把握とともに、激甚な被害を呈している箇所におきましては、捕獲による頭数と被害の低減後、防護対策を行った上での主伐・再造林の実施判断が必要となります。

一方で、鹿の分布や生息密度は年々変化し、そのモニタリングにも大変な労力を要しますが、県ではどのように支援をしていく考えなのか、伺います。

また、柵の設置等による防護対策だけでは食害を防ぎ切れない実態の中で、再造林する地域に適した防護対策手法の選定を行っていく必要があると考えます。その判断等につきまして、県としてはどのように支援を行っていくのか。以上、これまでの一切を林務部長に伺います。

野生鳥獣による森林や農地の被害防止とともに、生物多様性の保全と生態系ネットワークの

形成を図りながらどのように野生動物との共存をしていくのか。突きつけられた課題は、そもそも人間が自然界に与えてきた営みに端を発していますが、人の手には負えない被害や影響を生み、自然界で保たれていたサイクルを取り戻すための将来を見通した青写真は描き切れていない深刻な現状があると感じます。

こうした課題に対する知事の所感とともに、県民の皆様とこうした危機感を共有しながら、今後、農政や環境、林務部局の連携とともに、市町村との連携もさらに強化していく必要があると考えますが、取組強化に対する知事のお考えを伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には6点質問を頂戴いたしました。順次お答えいたします。

まず、ニホンジカ捕獲頭数についてのお尋ねでございます。

県が策定したニホンジカ管理計画においては、年間の捕獲頭数4万頭、計画期間の5年間の捕獲頭数20万頭を目標に、農林業被害の軽減等を目指し、捕獲を中心とした対策に取り組んでいるところです。しかしながら、令和3年度、4年度と、捕獲目標頭数を達していない状況であります。

その要因としては、議員御指摘のとおり、捕獲圧を高めた結果、ニホンジカの警戒心が高まり、捕獲されにくくなってしまうことや、特に、鹿の生息域が拡大しつつある地域では、生息密度が低いため、捕獲効率が上がりにくく捕獲が進まないなどの点が考えられます。このため、鹿の行動を把握しながら、効率的な捕獲につながるICT技術の導入や、市町村が行う捕獲活動に対して支援をしております。

次に、狩猟者の確保育成、新たな捕獲方法の確立についてでございます。

県では、令和5年度から、狩猟免許を取ったものの実際の狩猟活動を行っていない方々に向け、実践的な捕獲技術を指導するハンターデビュー支援事業を実施しております。今年度からは、狩猟免許の取得を考えている方々を対象とした講座を新たに増やし、捕獲者の裾野の拡大にも取り組んでまいります。

また、県が実証事業に取り組んでいるICT技術の活用や大型捕獲おりによる捕獲の手法など効率的な捕獲につながる新たな技術について、県や国が行う研修会等を通じて普及定着を図っております。

3点目でございます。認定鳥獣捕獲等事業者の活用についてでございます。

効率的な捕獲技術を有する方々で構成され、法人格を持つ事業者である認定鳥獣捕獲等事業者については、現在九つの事業者を認定しております。県では、この認定鳥獣捕獲等事業者に委託して、鹿の高密度生息域である諏訪地域において、奥地等シカ捕獲推進事業を実施しております。この事業は、センサーカメラを活用し、季節ごとの鹿の行動変化を把握した上で、わ

な設置場所を移動して効率的な捕獲につなげる新たな手法の実証を行うものであり、事業実施により、事業者がこうした新たな技術を取得するとともに、地元の捕獲者に普及させることで地域全体の捕獲技術と意欲の向上につながっております。

県としては、事業実施の拡大に向け、市町村の意向を踏まえた上で積極的に地元調整を行うなど、事業者の活用と効果的な捕獲の推進に努めてまいります。また、県内の各事業者には、国や県、市町村の発注する捕獲事業への積極的な参画を通じ、事業者及びその構成員のスキルの向上に取り組んでいただくことも期待しているところであります。

4点目でございます。鹿による森林の下層植生への影響や保全についてであります。

令和元年度に県が調査した結果、森林下層植生の衰退度は、鹿の生息密度が高い八ヶ岳、南アルプスの各管理ユニットにおいて、七つのランクのうち下から四つ目の衰退度4の箇所が見られたところで、森林の下層植生の衰退は、鹿に食べられたことが主な原因と考えられております。

また、鹿の生息密度の高い地域では、鹿の踏み荒らしによる森林土壌の攪乱が林業総合センターの調査で確認されており、下層植生の衰退度がさらに上がると、土壌の侵食、表土の流出が発生することが危惧されます。

さらに、笹類や草本類などの森林下層植生が衰退すると、その下層植生を餌やすみかとする森林内の昆虫類、ネズミなどの小動物や鳥類の減少など、生物多様性の低下も懸念されるところであります。

下層植生の回復、保全を図っていくためには、鹿の高密度生息域における捕獲を強化する必要があることから、市町村への捕獲事業の支援に加え、猟友会とも協力し、狩猟者に対し、狩猟期間における積極的な鹿の捕獲を呼びかけてまいります。加えて、間伐などの適切な森林整備により植生の回復を図るとともに、必要に応じて防護柵で保全する取組を進めてまいります。

5点目でございます。再造林における鹿の生息状況の把握についてでございます。

適切な主伐・再造林の推進に向けて令和4年度に作成した主伐・再造林推進ガイドラインでは、主伐の実施者に対し、計画段階で獣害等の発生状況を把握し、被害拡大防止や確実な再造林が可能かを確認することを求めたところです。

このため、令和元年度に実施した生息状況調査の結果を林業事業体に提供し、活用いただいております。さらに、今年度は、新たに環境保全研究所等の研究機関の助言を受け、生息状況調査を実施する予定であり、その最新の結果も提供する予定であります。

あわせて、林業事業体が市町村や地元捕獲者から鹿の生息状況や行動を聞き取った上で、防護対策を検討することが必要となるため、再造林支援の前提となる森林経営計画の策定等に際し助言をしてまいります。

6点目でございます。再造林地における鹿の被害対策についてであります。

県では、主伐・再造林推進ガイドラインに沿った再造林に際し、必要となる防護柵の設置に対して標準経費の全額を補助しております。再造林地においては、鹿の生息密度が高い地域と低い地域が存在していることから、生息密度に応じた防護柵の構造の選択や、生息密度がさらに高い地域におけるわな等による捕獲と防護柵を組み合わせた手法の選択など、地域に適した食害への対策方法を検討する必要があります。

このため、事業実施者に対し、林業普及指導員や林業総合センターが防護手法の技術指導を行っているほか、捕獲者と造林事業者が連携し、わなの見回り活動等を支援する再造林推進シカ捕獲サポート事業を今年度立ち上げ、わなの見回りへの負担の軽減を図ってまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）私には野生鳥獣との共存についての所感と今後の取組強化についての考えという御質問をいただきました。

放置された里山の増加や過疎化に伴う耕作放棄地の増加に伴って、ニホンジカをはじめとする野生鳥獣の生息域が拡大してきております。その結果、生物多様性への影響が危惧されるとともに、農林業等産業に対する影響、人身被害等生活への影響など、私たち人間とのあつれきも生じてきているというふうに受け止めております。

野生鳥獣との共存を図っていくためには、まずは適切な捕獲を行っていくことが必要ですが、そうしたことと併せて、緩衝帯の整備、防護柵の設置などによります適切なすみ分けの推進も必要だというふうに考えております。特に、ツキノワグマに対しましては、県内全市町村が速やかにゾーニング管理を導入していただくよう県として支援をしていきたいと考えております。

対策を進めていく上では、県民の皆様方との問題意識の共有、そして関係機関との連携の強化が大変重要だというふうに思っております。今年度、鹿の食害による植生調査を実施して、森林の植生の衰退による土壌の流出等の影響などを県民の皆様方にお伝えし、鳥獣被害の実態を広く御理解いただくようにしていきたいというふうに思っております。

県庁の部局間連携につきましては、関副知事を本部長とする野生鳥獣被害対策本部を設置しております。この場で問題意識や方向感を共有しながら、各部局が連携して対策をしていきたいと考えております。また、地域振興局においては、現地機関の関係職員を構成員とする野生鳥獣被害対策チームを設置して地域における被害対策に当たっているところでありまして、特に、熊対策としては、出没箇所の点検、隠れ場所となるやぶ刈り払いの助言など喫緊の防除対策に取り組んでまいりたいと思っております。また、市町村に対しましては、専門家による助

言や研修の実施を通じて技術面での支援を強化してまいります。

こうした取組を総合的に行うことによりまして、この生物多様性の保全と私たちの暮らしや産業への影響の抑止、この両面をしっかりと意識しながら対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）大変な鹿の繁殖の現状を考えると、複合的、多面的に総合的な対策を講じていくことが必要であると考えます。

私たちは、森林の社会的共通資本として欠かせない役割について強く認識しなければなりません。一方で、森林で起きている異変と、環境等に対する影響への関心や危機意識が日頃の生活の中でやや乏しいのではないかというふうに感じています。

先ほど垣内議員からもありましたとおり、鹿のみならず、熊の出没やその被害が全国的に相次いでいますが、野生動物にとって都合がよく繁殖しやすい環境は、私たち人間の営みによる自然界に与えた影響と切り離せない関係があると思います。しかしながら、結果として、人のほうが予測不可能な自然界の猛威に適応していかなければならない運命にも直面しているというように感じています。

今回は、鹿による森林への影響を基に課題提起をさせていただきましたが、林業県の実現は、森林を健全な姿で次の時代へつないでいくことと表裏一体にあると考えます。引き続きその意識を県民の皆様としっかりと共有しながら施策推進にお取り組みいただくことをお願いさせていただいて、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。少子化・人口減少対策について伺います。

先日、ショッキングなニュースがありました。厚労省は、2023年の人口動態概数を発表。それによると、合計特殊出生率は1.20となり過去最低を更新。出生数は過去最少の72万7,277人で、政府の推計より11年早いペースで減少。出生率、出生数ともに8年連続のマイナスとなりました。長野県の2023年の合計特殊出生率も1.34で過去最低を更新。県内の出生数は1万1,125人で、2007年以降過去最少を更新し続けているとのこと。

ここ数年、国や自治体が総力を挙げて少子化対策に力を入れてきましたが、予想を上回るスピードで少子化が進むという深刻な状況です。地域の活力の減少や経済活動の急激な縮小を防ぎ、未来の社会の担い手を確保するためにも、ここでさらなる少子化対策に力を入れなくては

ならないと感じました。

課題はたくさんありますので、何点かに絞って質問させていただきます。

まず、男性の育休取得の推進と、家事、育児への参加について伺います。

近年、夫婦で家事や育児の負担をバランスよく分担できるよう、男性育休の取得の推進が進められていますが、まだまだ課題があると感じます。

2021年にユニセフが発表したOECD、EU加盟国を対象に保育政策や育児休業政策を評価した「先進国の子育て支援の状況」によると、日本の育児休業制度は1位と位置づけられています。制度上、日本は父親の育児休業が世界で最も長く、父親と母親に認められた期間がほぼ同じ長さである唯一の国です。

しかし、育休取得率については、2021年のユニセフの報告によると、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、スペインなど、比較可能な11か国の男性の育児休業の平均取得率は55%で、それに対し、日本の男性の取得率は17.13%でした。日本は世界一の制度を持つ国でありながら、世界と比べて男性の育休取得率が低いことが大きな課題と言えます。

なぜ日本の男性の育児休業の取得率が低いのでしょうか。子育て中の方から次のような声をお聞きします。仕事も遅くなることが多く、会社の仕組みで残業が当たり前になっている。男性が家事や育児をするためのハードルが高い。大企業ではないので余力がない。男性の育休はキャリアに響く。ほかの社員に迷惑がかかるなどです。

その背景にあるのは、育児休業を歓迎しない職場の雰囲気や人手不足、それと、仕事を離れることで周囲に迷惑をかける後ろめたさや、今後のキャリア形成に悪影響になるといった企業が抱える課題と、男性本人の懸念があるそうです。

男性の育休取得はマイナスな面が多いと思われがちですが、実は多くのメリットが検証されています。例えば、厚労省が作成したある報告書によると、育休を取った男性の約20%が仕事の効率化を考えるようになったと回答。同じく約7%が育児の経験やスキルが仕事の役に立ったと回答するなど、仕事にポジティブな影響を与えることがあると報告されています。

また、国立成育医療研究センターによる研究結果では、おむつを取り替える、入浴をさせるなど乳児期の父親の育児への関わりが多いと、子供が16歳時点でのメンタルヘルスの不調のリスクが10%下がったとのこと。育児休業を取得しやすくなるように環境を整えることは、母親の負担を減らすだけでなく、夫の仕事や子供へのよい影響があることが分かりました。

しかし、残念なことに、メリットはほとんど知られていないと感じます。男性の育休の取得率を上げるには、企業の課題の解決や男性本人の懸念の払拭、正しい知識を学ぶことなどが必要だと考えます。そのために、企業の経営者、管理職、若者世代を対象に、育休取得に関するセミナーを開催して、職場の理解促進、雰囲気の改善を図る取組が必要だと思います。

中小企業や小規模事業者については、人手不足が大きな課題です。育休社員の代替要員の確保策も重要と考えます。また、夫婦で家事や育児負担を分担するため、男性の残業免除や短時間勤務制度、フレックスタイム制度など、積極的に企業に活用を促していただきたいと思いますが、男性の育休取得促進の取組について産業労働部長に御所見を伺います。

また、忘れてはならないのは、男性の家事と育児への意識と能力の底上げです。夫が育児休業を取得したものの、家事や育児を十分に担わないために妻の負担軽減につながらない、いわゆる取るだけ育休となるケースが少なくないとも聞きます。若者世代のパートナーを対象に、男女が共に育児や家事に参加するように促したり、男性が親になるための知識や必要なスキルを取得することができるようなセミナーやワークショップなどを開催してみたいはいかがでしょうか。こども若者局長に御所見を伺います。

次に、社員の子育て応援宣言について伺います。

県は、仕事と家庭が両立できるような働きやすい職場環境づくりの取組を宣言した企業・事業所を登録し、登録証を交付し、取組内容や企業・事業所名などをホームページで県民に広く周知しています。

私も、ホームページを拝見させていただきました。社員が育児と仕事を両立できるようテレワーク勤務やフレックスタイム制度を導入。子供の急病、けがなどで駆けつけを要するときはいつでも仕事を抜け出せる体制を整備。産休、育休を取得しやすい環境づくりや短時間勤務制度を活用など、各企業・事業所が子育てしやすい環境整備に取り組んでいる状況が分かる大変素晴らしい取組です。より多くの方にこの取組を知ってもらいたい。特に、就職を控えた高校生や大学生に見てもらい、将来の子育てを見据えながら就職先に長野県の企業を選んでいただきたいと感じました。

そのためのツールとして、高校生、大学生などの求職者に、社員の子育て応援宣言のチラシを配付してみたいはいかがでしょうか。また、今の若者をターゲットに、企業の子育て応援の内容を動画で配信してみたいはいかがでしょうか。産業労働部長に御所見を伺います。

次に、子供の意見を少子化・人口減少対策の施策に生かす取組について伺います。

子育て支援を行う上で、現場の声を聞き、ニーズに合った施策を行うことが大変重要になると考えます。そのために、多くの自治体では、保護者にアンケート調査を行っていますが、これからの子育て支援を「こどもまんなか」に考えるなら、子供の声を聞き、その声をヒントに子育て政策に反映させていく取組も必要ではないかと考えます。

長野県においては、昨年、県内の小学校5年生から高校3年生を対象に、こども・若者モニター事業として、こどもの居場所づくりと長野県の暮らしについてアンケート調査を実施しました。真摯に子供の声に耳を傾ける大変素晴らしい取組だと思います。私もアンケート結果を

拝見させていただき、子供が自分の居場所や長野県の暮らしについてどのように思っているのか、率直な意見や傾向性が大変参考になりました。

今回のアンケート結果をどのように分析し、人口減少対策、子育て支援に生かしていく予定でしょうか。また、ワークショップ形式など、対面式で子供と意見交換を行う機会をつくってみてはいかがでしょうか。こども若者局長に御所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、男性の育児休業取得促進の取組についてでございます。

夫婦での家事や育児の負担を分担し、共働き・共育てを進めるためには、短時間勤務やテレワーク、時差勤務なども活用し、やはり柔軟な働き方ができることが大変重要でございます。

県では、仕事と家庭の両立につながる働き方の普及を図るため、職場環境改善アドバイザーの企業訪問によります多様な働き方制度の導入の働きかけなどをはじめ、昨年度からは、育休取得促進に関する情報を一元化した特設サイト「長野県は育児休業取得を応援します！」を開設いたしまして、県内企業の好事例の紹介や国の助成金等の支援制度などを広く発信しております。

さらに、今年度は、パパ育休応援奨励金及びパパ育休公表奨励金の申請受付を来月から行うとともに、育休取得促進の体制整備に向けた企業への伴走支援の実施や、事業主、労働者向けの育休取得啓発セミナーの開催も行ってまいります。こうした取組の中で、育休取得のメリットにつきましてもしっかりと周知していきたいと考えております。

今後とも、職場環境改善の支援、男性の育児休業取得の支援を通じまして、共働き・共育てが当たり前の社会となるよう取り組んでまいります。

次に、社員の子育て応援宣言に係る周知でございます。

社員の子育て応援宣言は、多くの企業に取り組んでいただただけでなく、将来を担う求職者にも企業の取組を知ってもらうことが大変重要でございます。これまでのチラシを活用しての取組は、職場環境改善アドバイザーの企業訪問など、どちらかといいますと企業向けのものであったところでございます。

また一方で、大学生に向けては、ポータルサイト「シューカツNAGANO」やSNS等により就職活動に関する様々な情報を発信しております。その中では、社員の子育て応援宣言を紹介した働きやすい職場環境の実現に関するトピックス記事を掲載したり、「ながのけん社員応援企業のさいと」のリンクを設定し、社員の子育て応援宣言の制度や登録企業についても周知しているところでございます。

高校生、大学生等の世代は、いわゆるデジタルネイティブの世代でございます。貴重な御提

案も踏まえながら、将来世代向けの動画配信も含め、より効果的な周知方法を検討し、取組につなげてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には2問御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、男性の家事・育児参画のためのセミナー等の開催についてのお尋ねです。

女性・若者から選ばれる県づくりを進めていくためには、固定的性別役割分担意識の払拭が大きな課題でありまして、共働き・共育てを推進するために、家事・育児の負担が女性に偏りがちな現状を改め、男性の家事・育児参加を進めることが重要であると認識しております。

県としては、これまでも、子育て中の父親向け料理教室を企業と連携して開催するほか、子供の成長段階に応じた様々な育児情報を盛り込んだ「ながのパパ手帳」を製作し、市町村を通じて配付するなど、男性の家事・育児参加への支援として様々な取組を実施してきたところがあります。

また、県内の各市町村におきましても、出産前後のパパママ教室などで、沐浴やおむつ交換の仕方をはじめ、男性向けとして、洗濯、アイロンがけの仕方、料理教室、妊婦体験、子供との触れ合い方などのセミナー等が数多く開催されているものと承知しております。

今後も、先進的な取組事例を市町村等に共有するなど、男性の家事・育児参加のための取組を全県に広げ、共働き・共育てが当たり前の社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、こども・若者モニター事業や意見交換の実施についてお答えいたします。

令和5年4月に施行されましたこども基本法におきまして、子供、若者の意見表明の機会の確保、子供の意見尊重が基本理念として掲げられています。こうした基本理念を踏まえ、県では、これまで以上に子供・若者の意見を施策に反映させていくことが重要と考えまして、昨年度から新たにこども・若者モニター事業を実施し、18歳未満の子供を対象として、子供の居場所と長野県の暮らしをテーマに2回アンケート調査を行いました。

昨年度の調査の中で、例えば、長野県の暮らしやすさについての質問に対しましては、「自然環境に恵まれている」や「地元の食べ物がおいしい」は9割以上の高評価があった一方で、「進学先の選択肢が多い」「公共交通機関が便利」につきましては3割程度の低評価であったといった結果が得られたところであります。

今年度も、引き続きこども・若者モニター事業の中でアンケート調査や意見交換を2回ずつ予定しているほか、人口減少対策を進めるための戦略策定に向けて意見交換を行ってまいります。こうした調査や意見交換を通じて、子供、若者からの様々な提案や意見を丁寧にお聞きし、

人口減少対策や子育て支援をはじめ様々な施策づくりに反映させていきたいと考えております。
以上でございます。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）社員の子育て応援宣言の動画の配信は、若者に見ていただけるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

公明党は、男性の育休取得率を、2025年に50%、2030年には85%の達成を目指しています。男性の育休取得率や家事・育児の参加が進み、子育てしやすい家庭環境の実現、また、子供、母親、父親、家族全体の子育てに関する幸福感が向上することにより少子化対策に結果が出ることを期待して、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時34分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、若者支援について質問します。

自民党県議団政務調査会にて、3月、県内若手経営者と意見交換の場を持ちました。県内各地より約70人に御参加いただき、「今、求められる少子化・人口減少対策とは」をテーマにグループディスカッションを行いました。

開催した背景には、今、若者がどのようなことに問題意識を感じ、どのような支援を最も必要としているか、生の声を聞きたいとの思いがありました。そして、必要としている支援が、これまで県が行ってきた若者支援策とギャップが生じているのであれば、それを埋めるべく意見を集約し、政策提言にまでつなげていきたいとの趣旨で開催したものであります。

意見の集約、分類に関係各位のお力を借りる中で、今回は私から質問させていただきます。

いただいた御意見、御要望は、大きく次の三つに集約されます。1として、少子化・人口減少対策。2として、後継者、事業承継、人材確保対策。3として、賃上げ、物価高対策であり、主な声を紹介しながら順次質問をしていきます。

まず、少子化・人口減少対策については、結婚や出産、子育てのネックになっているのは、コストや負担、子育てに自信がないといった不安であるため、まずは不安や子育てへのネガ

ティブなイメージを払拭する対策に取り組むべき等の声が上がりました。これらを受けて、どのような取組を講じていくか、こども若者局長に伺います。

次に、後継者、事業承継、人材確保については、今や外国人労働者抜きに産業は成り立たないが、一方、派遣契約が断続的に切れて使い捨てのようになり、外国人にとって長野県の魅力が薄れていないか懸念している。多様性を受容できる社会を長野県が先頭に立って構築していくべき。育休を推進したいが、労働力不足で、現場仕事の男性は特に育休の取得が難しい等の声が上がりました。既に、先日の竹内県議の一般質問を含め、取り上げられた内容でありますので、ここでは対応を求めることにとどめたいと思います。

ほかには、サラリーマン志向の若者が多いことも若者が都会に流出する要因の一つと考えられる。起業意識を醸成する教育や、地元企業に目を向け、地域を知る、言わば県内に残ってもらうような教育に力を入れるべきとの声が上がりました。これらの声を受け、どのような対策を講じているか、教育長に伺います。

次に、賃上げ、物価高については、少子化傾向を反転させるためには、子供を持つことに経済的なインセンティブを与えるような策を講じないと実現できない。一方で、従業員への賃上げを実現させたいが、何千万円ものコスト増になり経営を圧迫する。一度上げると元に戻せないのではないかとといった不安の声。賃上げにインセンティブを与える施策を県においても考えてほしい等の声が上がりました。これらの声を受けて、産業労働部長の所見を伺います。

若手経営者との意見交換を経て、抜本的な若者支援体制を構築し、若者が望む支援策をスピード感を持って講じていかねばならないと再認識したところであります。少子高齢化、人材不足は、県内の企業の経営に直結する最重要課題の一つです。

これまで、企業によっては、財団を設立し、奨学金制度による学生支援などの取組はありますが、今こそ県がリーダーシップを取り、広く県内企業から出資を募り、若者が望む支援策をダイレクトに展開する信州若者支援ファンドのような仕組み、体制を構築できないか、提案いたします。

ここで言う若者には、子供も含まれます。例えば、小学生が特定のスポーツや学問を習得したい場合に、金銭的な理由で諦めることのないようチャレンジを後押しする。また、企業連合主体で若者向けの婚活支援策などを展開すれば、参加企業従業員の理解が得やすく、ニーズに合致した効果的な支援が期待できます。また、企業にとっては、ブランドイメージ向上、将来のマーケット維持、自社の雇用にもつながっていくと考えますが、知事の所見を伺います。

これからの若者が求める若者支援を実現するためには、若者の声を定期的に聞き、政策に生かしていく場をつくることが重要と考えますが、知事の所見を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）** 私には子育てなどへのネガティブなイメージや不安を払拭するための取組についてのお尋ねをいただきました。

議員からお話がありましたとおり、結婚、出産、子育てに関してネガティブな情報が広まっており、若者が結婚、子育てに夢や希望を持ちにくい状況となっていることは全国的な課題でもあります。本県としても大変憂慮すべき事態であると認識しております。

こうした若者が、結婚、出産、子育てに関する正しい知識を持ち、子育てのよさ、楽しさ、また、社会全体で支えられていることを実感し、安心して将来を考えられるようにしていくことが重要と考えております。

まず、結婚、子育てのよい面を知ってもらうことで若者が前向きな気持ちになれるようにすることは極めて重要であると考えております。大学生、社会人向けのライフデザインセミナーにおいて、結婚や子育てを経験した方から、子育てのよさ、楽しさを語ってもらうことや、県のポータルサイト「チアフルながの」等で子供の成長を感じたときの幸福感などの子育てに関するポジティブな情報を発信すること。また、子育ての中にある大変さや楽しさを親しみや面白さを持って発信するための子育て川柳を募集することなどの取組を県で行っておりますが、市町村や企業、産業界に対しても、子育てのよさや楽しさなどを様々な場面で伝えてもらうよう働きかけてまいりたいと考えております。

その一方で、多様な主体が連携し、これまで以上に社会全体で若者に寄り添い、子育てを支えていく機運を高めていくことで若者の不安をなくしていくことも重要であると考えております。

そうした社会全体の機運を醸成するため、「いい育児の日」を中心にした子育てイベントの開催、子育て家庭優待パスポートの協賛店舗の拡大やこどもまんなか応援サポーター宣言の呼びかけなどによりまして、行政、地域、企業、NPO等が連携し、社会全体で子育てを応援する取組を推進してまいります。

あわせて、今後開催を予定している若者との意見交換の際にも、社会全体で若い世代を応援しているというメッセージを伝えるとともに、御意見を伺いたいと考えております。

こうした取組を通じて、様々な主体を巻き込みながら、長野県で子供を育てたいと考える若者の希望を実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 起業意識の醸成と地域に目を向ける教育についてのお尋ねでございます。

起業意識を醸成する教育としては、生徒が直接企業を訪問する機会を設け、自ら起業した経

営者から長野県で起業した理由ややりがい、失敗談などを聞き、起業への具体的な道筋がイメージできるような取組を行っております。生徒からは、まずはやってみることが次の第一歩になると思った。失敗を恐れず挑戦することの大切さを知ったなどの感想が寄せられたところでございます。

また、地元企業に目を向け、地域を知る教育としては、地域で生き生きと働く人の姿や思いに触れる職場体験学習を実施するとともに、地元企業での就労体験を学校の授業として認めるデュアルシステムを高校で導入するなど、地元企業と連携した取組を行っております。生徒からは、世界につながる企業が身近にあることを知り、誇りに思ったなどの感想が寄せられました。

さらに、中学生が地元企業を知る機会として、実際の仕事内容や現場で働く人の声を直接聞くことができるイベントを地元市町村と企業とが共同で開催している地域も出てきております。このように、学校が地元企業と連携し、子供たちが地域を知り、地域に目を向け、自らの将来を考えるような学びを今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には若い世代の賃上げについてのお尋ねでございます。

子供を育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等により将来展望を描けない状況に陥っていることから、若い世代の所得向上は大変重要と考えております。

このため、県では、これまでも、経済団体や労働団体などとともに「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、この宣言の具体化に向けて、SDGs推進企業登録制度の登録要件にパートナーシップ構築宣言を追加したほか、賃上げを行い、生産性向上に資する設備投資に取り組む事業者への補助支援など、若い世代の賃上げにつながる生産性向上と価格転嫁支援に取り組んでいるところでございます。

この急激な少子化は、消費需要の減少や担い手不足など、産業界にとっても大きな危機でございます。今後、女性、若手経営者や労働者の皆様とこの危機感を共有しながら、年内に取りまとめる人口戦略に向けた意見交換等を重ね、官民を挙げたさらなる対応策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には若者支援に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、若者が望む支援策をダイレクトに展開する仕組みの検討という御質問でございます。

若い人たちが夢や希望を持って暮らしていくことができる地域社会をつくっていくことは、これからの長野県にとって極めて大事なことだというふうに考えております。ほかの地域でも

民間主導で御質問のようなファンドがつくられているということも承知をしております。この人口減少社会において、若い世代がその希望を実現していけるように社会全体でサポートしていくのは大変私も重要なことだと思います。

そうしたことから、今後、人口減少対策のための県民会議を設立していきたいというふうに思っています。これは、長野県全体でこの人口減少に向き合っていこうということで取り組んでいくわけですが、その中でも、この若い人たちの夢の実現は大きなテーマになるというふうに思います。

そうした観点で、今後、この県民会議に御参加いただく産業界の皆様方にも、私どもの問題意識やほかの地域の動向を共有させていただき、共に今後の在り方を検討していきたいというふうに思います。

続いて、若者の声を定期的に聞き、政策に生かしていく場をつくることが重要ではないかという御質問であります。

今回、人口戦略を策定するに当たりまして、H O P E 2050という対話の場の設定をはじめ、様々な場面で若い皆様方の意見をお伺いする機会をつくってきております。そうした中で私が感じておりますことは、やはり60歳を超えている私と、20代、30代、あるいはもっと若い世代の皆さんとでは、価値観、物の見方が大分違うのではないかというふうに思っています。

働き方も、私のときは、最初に入った組織で働き続けるのが当たり前という感覚でありましたけれども、今の若い人たちは、ほとんどそういう感覚はないというふうに思っていますし、多様性に対する受け止めも、我々世代と比べるとかなりオープンな形になってきているというふうに受け止めております。そうしたことを考えれば、これからの未来社会をどうしていくかということについて、若い皆さんの意見をもっと反映していくことが極めて重要だというふうに思っています。

一方で、若い人たちとお話をすると、社会的課題には問題意識を持っている方が多いのですが、それが必ずしも政治や行政の取組とつながっていない。これは、我々政治家の責任でもあるのではないかと思いますけれども、我々は、政治、行政というものをもっと身近に感じてもらえるように、また、自分たちが発言したり行動すれば社会は変わるのだという思いを持っていただけるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

今年度、新たに若者交流促進事業をスタートします。若い人たちの交流の場づくりについて、若い人たち自らで在り方を考えて準備を進めてもらおうというふうに思っています。若者の皆さんの意見をしっかり受け止めて政策を策定していくことは大変重要だと思いますので、具体的な仕組みをどうしていくのか。毎回いろいろな方の意見を聞いてやっていくのがいいのか、一定程度固定的なメンバー、若者の代表から意見を聞いて政策をつくっていくのがいいのか、

か。いろいろなやり方があると思いますので、どういう形がいいのか検討していきたいと思えます。いずれにしても、若い人たちの声を県政に生かす仕組みづくりについては今後しっかり検討していきたいと考えております。

以上です。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）県内の民間企業と意見交換をしてみると、人口減少・少子高齢化対策については行政任せにしておけばいいという感覚は全く持っておらず、自分たちも積極的に声を上げて、自分たちもその若者支援のプレーヤーの一人となって応援していきたいのだ、そんな思いを酌み取ることができました。

さきに申しあげました仮称でありますけれども、信州若者支援ファンドのような仕組みの構築に向けても研究をしていただきつつ、これまでも、知事は、県のリーダーとして多くの地域へ行かれまして、住民の皆様との意見交換に努めてこられたところでありまして、これからは、特に若い皆様へ目を向けていただいて、対話の場、意見交換の場を持っていただきたいということを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、国民スポーツ大会について質問します。

昨日も佐藤議員が国スポに関連する質問をされましたが、3巡目の国スポ開催をめぐる議論において、財政面における負担の大きさをはじめ、ネガティブな要素ばかりがクローズアップされることに疑問を抱いています。

競技によっては、これまで、天皇杯、皇后杯という高みを目指す過程で得られた強化費により競技力が向上し、それは競技を続けるモチベーションにつながり、将来は指導者となることで競技の裾野を広げていくという好循環も国体の開催によって生まれています。人によってはありますが、スポーツは生きがいであり、自己実現や健康維持の手段であり、夢や感動を与え、明日への活力となり、地域活性化にも貢献します。

いささか大きな話になってしまいましたが、ここでは、国民スポーツ大会の前身である国民体育大会は、選手の強化においてどのような役割を果たしてきたと考えるか、観光スポーツ部長に伺います。

次は、知事に質問します。

日本スポーツ協会が設置する有識者会議において、3巡目の国民スポーツ大会の見直しの議論が行われることへの受け止めを伺います。

また、当県で2028年に開催される信州やまなみ国スポへの影響を懸念する声も聞かれます。既に県内各地において準備が進められる中、3巡目開催をめぐる議論を注視しつつも、これまでの構想どおりに開催されるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、スポーツ振興、スポーツと観光の連携について質問します。

日本中学校体育連盟は、全国中学校体育大会、全中について、3年後の2027年度から相撲など9競技を取りやめると発表しました。取りやめの理由は、少子化や教員の負担軽減を理由とするものですが、本県で盛んな相撲やスキー、スケート競技などについても、部活動設置率が低いという理由で子供たちの夢を失わせる決定となったことを残念に思います。

ちなみに、相撲競技における全中のチャンピオンは、中学生横綱という称号が得られます。その称号を得られる機会を失うという決定は、選手の競技に取り組むモチベーションをも左右し、指導者の立場からも、選手育成方針の根底を揺るがしかねないものであり、大変な危機感を抱いています。そこで、県として、全中競技の在り方と今後の中学生の活躍の場をどのように確保していくか、伺います。

自らが取り組んできた競技を生徒へ指導したいと考える教員は少なくありませんが、赴任地や競技によりその思いがかなわないことがあります。思いを持った教員や、教員を目指す学生等が県外に流出することがないように、自らが取り組んだ競技を指導できる環境を整えていただきたいが、所見を伺います。

中学校部活動の地域移行に伴い、競技人口の少ないスポーツなどは、活動拠点までの移動距離が長くなるなどの負担増が懸念されます。中学校部活動の地域移行が競技から離れるきっかけにならないよう、どのような施策を講じていくか。以上3点を教育長に伺います。

本年4月の組織改編により、観光スポーツ部が発足しました。スポーツと観光の連携推進によって、地域資源の可能性がさらに引き出され、活性化につながっていくことを期待しています。

今回の質問で焦点を当てたのは、高地トレーニング拠点です。県内における標高1,300メートルを超える高地トレーニング拠点は、小諸市の高峰高原、東御市の湯の丸高原、上田市の菅平高原、立科町、長和町、茅野市にまたがる蓼科白樺高原、諏訪市の霧ヶ峰、富士見町の富士見高原、須坂市の峰の原高原と7か所あり、うち東信エリアには4拠点が集中。佐久市の陸上競技場などと連携を図りつつ、首都圏からのアクセスが良好な優位性を生かし、夏はラグビー、陸上競技、サッカー、冬はスキーなど、多くの合宿を受け入れています。そこで、高地トレーニング場や合宿地としての受入れ実績と他県との比較について伺います。

高地トレーニングの拠点同士が連携し、面として機能することで、ブランドや魅力がさらに向上し、受皿を広げることにつながると考えます。拠点同士の連携構築に果たす県の役割は大きいと考えますが、どのように取り組んでいくか、伺います。

スポーツと観光が連携し、例えば、信州に観光で来られた方が、高原エリアや諏訪湖をはじめとした湖、または溪流において、スポーツやアクティビティなどで体を動かして健康に

なって帰るといふことも考えられます。観光の中にどのようにスポーツや合宿を位置づけ、推進していくか。以上3点を観光スポーツ部長に伺います。

最後に、災害への備えについて質問します。

元旦に発生しました能登半島地震を受け、本県からも多くの自治体職員、様々な業界団体の皆様、そしてボランティアの皆様が被災地に入られているところでありますけれども、先月の同僚議員らとの七尾市におけるボランティア活動などを通じまして、改めて防災への思いを強くしました。

そこで、3点質問します。

災害発生時は、公助のみならず民間のボランティアの力を生かすことが重要です。県内の民間団体「日本笑顔プロジェクト」では、企業の協力を得て、水不要のバイオトイレやドラム缶風呂などを試作開発して被災地で支援したり、地域の防災力向上を目的として住民向けにミニショベルなどの重機講習を実施したりしています。私も、先月、実際に体験し、資格を取得してきたところです。地域防災力の強化を図るため、こうした民間ボランティアの防災に資する取組を支援していくべきと考えますが、いかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

防災意識の高まりを受け、4月に補助額を引き上げた耐震改修補助事業の申請件数は、4月、5月の2か月間で前年同期の1.6倍に上りました。一方で、当県の住宅耐震化率は2018年時点で82.5%と、国平均の87%を下回っています。

そこで、この現状と課題をどう捉え、2025年における住宅耐震化率92%という目標達成に向けてどのように取り組んでいくか。また、耐震化が遅れている南信州や木曾エリアに対する重点的な取組が必要と考えますが、建設部長の所見を伺います。

令和元年台風災害を受け、千曲川に接している佐久市の桜井地区において、31ヘクタールにわたる遊水地計画が打ち出されています。これまで、説明会等を通じて意見交換がなされていますが、地域住民の声の一つに、田んぼダムが十分に機能すれば遊水地の規模を縮小できるのではないかとといったものもあります。

田んぼダムをめぐっては、現在、長野市、千曲市、伊那市の一部で実証実験が行われています。その実験を経て、特定地域の田んぼダムが十分機能した際は、下流域の河川のピーク水量をこの程度下げる効果があるなどの定量的な成果ができるだけ早く得られることを期待します。

そこで、流域治水において田んぼダムの取組も大いに期待されているところでありますが、県ではどのように進めていくか、農政部長に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には4点の御質問がございました。

まず、国民スポーツ大会に関しまして、選手強化において国体が果たしてきた役割について

の御質問でございました。

国体ですけれども、都道府県対抗で行われてきたということでございます。本県を代表して参加する選手がよい成績を収められるよう、県では、県内の競技団体が行うジュニアの世代を中心とした選手の発掘、育成、強化や競技の普及、指導者養成などの取組に対しまして支援を行ってきたところでございます。これらの取組を通じまして、例えば、本県ではスキー、スケートなどの冬季競技は全国のトップクラスの競技力を維持するなど、選手の強化に国体が果たしてきた役割は非常に大きいものがあると考えております。

また、本県出身選手の中には、国体に本県代表として出場した後、日本代表としてオリンピックなど世界の舞台に羽ばたいた選手も多くおります。国体に向けた選手強化は、日本における競技力向上の一翼を担う役割も果たしてきたと考えております。

次に、スポーツ振興、スポーツと観光の連携ということにつきまして、まず、高地トレーニング、合宿地の実績と、他県との比較についての御質問がございました。

本県内では、令和4年度には約22万人のスポーツ合宿を受け入れておりますけれども、その中で、身体的な機能向上が期待できる高地トレーニングは、一般的には標高1,300メートル程度から効果があるということでございまして、山岳高原を多く抱える県内には、そうしたエリアが7か所該当するという状況でございます。

こうした県内の高地トレーニングの受入れの実績といたしましては、例えば、上田市の菅平高原では令和4年度で約8万人、東御市のGMOアスリートパーク湯の丸では令和5年度で約1万8,000人の利用があると承知しております。

一方、他県の状況といたしましては、全国のナショナルトレーニングセンターのうち高地トレーニング場として指定されている山形県と岐阜県のエリアを見ますと、令和5年度の利用者は山形県のエリアで約4万8,000人、岐阜県のエリアで約2万人という状況でございまして、こうした状況を踏まえますと、本県の高地トレーニングの適地としての地位は確立しているものというふうに考えております。

次に、高地トレーニング拠点の連携についてでございます。

本県の高地トレーニングエリアでございますけれども、大都市圏からのアクセスに恵まれていることに加えまして、陸上、ラグビー、サッカー、水泳など幅広い競技に対応が可能な施設が多いという状況でございます。

こうした優位性を生かしまして、県では、銀座NAGANOに配置いたしました誘致推進員によります合宿誘致活動の展開や、長野県合宿ガイドを活用して営業活動などに取り組んでおりまして、その結果、多くのアスリートの方に利用されているという状況でございます。

その上で、受入れ可能な競技種目や標高差といった県内の高地トレーニングエリアごとの特

徴を生かして連携を図ることで受皿が広がり、より多くの受入れが可能になるというふうに考えております。

2028年には本県において国民スポーツ大会が開催されるということも見据え、高地トレーニングの機能がさらに発揮できるよう、自治体、観光、スポーツ団体などにより構成されます長野県スポーツコミッションの活動を通じまして、各地域の実情の把握、地域間連携の促進、情報発信などに取り組んでまいります。

最後に、スポーツと観光についてでございます。

スポーツには、体力の向上や健康増進にとどまらず、感動を与え、人と人をつなげるなど、多面的な力がございます。こうした力や価値をさらに高め、活用し、交流人口の拡大を図ることで、観光にも大きな役割を果たすと考えています。

県としては、これまで、サイクル、トレッキング、登山、スキーといったアウトドアスポーツを重要な観光資源として位置づけ、「Go Nature. Go Nagano.」というキャッチフレーズの下、長野県ならではのアウトドアカルチャーを発信するとともに、サイクルトレインや、カヌーなどの水上アクティビティー機器の導入を支援するなど、コンテンツの充実にも取り組んできたところでございます。

また、プロスポーツチームや競技団体との連携、トレーニングキャンプやスポーツ合宿の誘致、プロスポーツ観戦の機会を活用した周遊観光の促進、こうしたものに取り組んでまいりたいと思っております、スポーツと観光の連携による施策をしっかりと推進してまいります。

私からは以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、国民スポーツ大会に関連して、3巡目の国民スポーツ大会の見直しの議論が行われることへの受け止めと、信州やまなみ国スポへの影響を懸念する声も聞かれる中での所見という御質問でございます。

まず、3巡目の国スポの在り方につきましては、これまでも、日本スポーツ協会において時代の変化に適応した大会となるよう見直しの検討が行われてきているところであります。今後は、日本スポーツ協会において有識者会議を設置して、幅広い観点から検討が進められることというふうに承知しております。

一方、全国知事会におきましては、私が本部長を務めております国民運動本部を中心にこの見直しについて取り組んでいくこととしております。全国の知事の考え方、課題認識、方向感、こうしたものを把握しながら、知事会としての意見をこの有識者会議にも反映していきたいというふうに考えております。

先日も、全国知事会長の村井宮城県知事と一緒に日本スポーツ協会の遠藤会長と懇談させて

いただき、問題意識の共有を図っているところであります。引き続き関係者の皆様方と問題意識を共有しながら、持続可能な大会となるよう取り組んでいきたいと考えております。

それから、信州やまなみ国スポへの影響を懸念する声ということではありますが、昨日も御答弁申し上げましたように、私どもは、4年後に控えた信州やまなみ国スポ・全障スポが多くの方々の心に残るすばらしい大会になるように、また、大会を契機に、スポーツを通じた元気な長野県づくりが実現するように全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後、この国スポの見直しが行われていくわけでありますけれども、基本的には3巡目の国スポからの対応が念頭に置かれたものということであり、かつ、内容も未定であります。信州やまなみ国スポの開催については、こちらも具体的な競技会の運営、式典の企画、選手等参加者の宿泊、輸送等の確保、こうした検討はまだこれからの段階でございます。したがって、今後の見直し、検討の中で、本県においても取り入れることが望ましく、かつ、取り入れることが可能なものについては、必要な対応をする場合もあり得るというふうに思っています。ただ、そうした場合には、私ども準備委員会、そして、将来的には実行委員会にしていくわけでありますけれども、こうした皆さんをはじめ関係者の皆さんと十分相談をしながら、この大会がよりよい大会になるように対応していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）3点御質問をいただきました。

まず、全国中学校体育大会の縮小に伴う競技の在り方と中学生の活動の場の確保についてでございます。

先日、日本中学校体育連盟が令和9年度以降の競技開催を、現在の夏季16、冬季4から、夏季11へ縮小すると公表いたしました。これを受け、全中大会において縮減の対象となった9競技の中央競技団体のうち、水泳、体操、相撲など六つの競技団体は、当該団体が主催する既存の全国規模の大会との一本化等の検討をはじめ、残る三つの競技団体についても中学生年代の大会の在り方について協議を進めていくものと聞いております。

また、長野県中学校体育連盟では、日本中体連の決定を受け、今後できる限り速やかに競技団体や県教委などの関係者から成るプロジェクト委員会を立ち上げ、対象となった9競技の9年度以降の県大会、北信越大会の在り方について、交流大会とすることなども視野に検討を始めると承知しております。

県教育委員会といたしましても、対象競技開催の可否にとどまらず、競技力を高めたいと切望する子供や、自分らしくスポーツを楽しみたいと願う子供たちの気持ちに寄り添いながら、中学生期の子供たちの活躍の場、発表の場としての役割を担ってきた大会の今後の在り方がど

うあるべきか、広い視野を持ちながら考えてまいりたいと考えております。

続きまして、教員や教員を目指す学生等が指導できる環境整備についてでございます。

令和5年1月に中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて県教委が中学校の教員を対象に行った調査では、休日の指導を希望する、もしくは条件によって希望するとした者が合わせて4割程度おりました。このことから、自分自身の経験を踏まえ、指導力を発揮したいと願う教員が一定程度存在すると承知しております。

現在、県教委では、まずは休日について中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めておりますが、地域クラブが継続的、安定的な活動となる方策の一つとして、教員が兼職兼業により指導者となる場合は、週末に教員が居住する地域において指導することが望ましいとの考えを示しているところでございます。

こうしたことも含め、県教育委員会としては、議員の御指摘のように、思いを持った教員や教員を目指す学生等が県外に流出することを防ぐことは重要な課題であると認識をしておりますので、意欲ある教員等が活躍できる環境の整備を研究してまいり所存でございます。

3点目の競技人口の少ないスポーツなどへの対策についてでございます。

中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向け、県教育委員会では、まずは休日の活動について現在行っている活動を保障することを目指し、その上で、新たな競技等について、生徒のニーズに応じ段階的に拡充していくことが望ましいと考えておりますが、議員御指摘のとおり、現実的に既に競技人口の少ないスポーツや地域の競技人口が減少しつつある競技団体においては、活動場所までの移手段などの点において課題が生じることは承知しております。

この点について、現在国の実証事業に複数市町村の広域連携で取り組んでいる地域では、スクールバスやタクシー、公共交通機関の利用、あるいは保護者による乗り合いの協力など、考えられる様々な方法を模索しながら、どの方法が最も合理的かつ効果的か、その検証を進めております。

また、県外の先進事例で申し上げますと、例えば、北海道の自治体の中には、参集範囲が広範囲にわたる競技について、移動負担の軽減を図るため、ICTを活用した遠隔指導体制の構築なども視野に、実証、検証を行っている事例もあると承知しております。本県においても研究を進めてまいりたいと思っております。

地域移行の取組により、中学生期のスポーツ・文化芸術活動が後退することがあるとすれば本末転倒であり、県教育委員会としては、地域スポーツを推進する観光スポーツ部との連携協力の下、まずはこうした先行事例の状況を確認しながら、競技人口の少ないスポーツ活動の中学生期における方向性を市町村及び市町村教育委員会と共に考えてまいります。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には、災害の備えに関連しまして、民間ボランティアへの活動支援についてお問合せをいただきました。

民間のボランティアの皆様には、今回の令和6年能登半島地震でも、避難所運営、在宅避難者の状況把握、重機を活用した宅地や生活道路の瓦礫撤去等、本当に様々な活動に従事していただいております。被災地の応急対策、復旧・復興の大きな力となっていると考えております。

長野県においても、一たび災害が発生した場合には、行政と民間ボランティアの皆様、そして社会福祉協議会が緊密に連携して活動することが不可欠だというふうに考えておりますので、例えば、団体が行う重機講習などへ県職員も参加したり、団体のキーパーソンの方と意見交換をするというようなこともしておりますし、キッチンカーなどでは、事業者とのディスカッションを企画するとか、ネットワークづくりのお手伝いをするというようなこともしております。

さらには、年に1回、県の総合防災訓練がございますけれども、そういったところに関係団体の方々に参加をいただいて、一緒に訓練をして手順を確認するというようなこともしております。

そういったことで、平時から顔の見える関係をつくっているということでございますが、同時に、実際の活動経費に対しても助成制度がございます。支援を実施しているところでございます。

引き続き、地域防災力の強化に向けまして、民間ボランティアの皆様がよりよい形で災害からの復旧・復興に携われるよう、より一層連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には住宅耐震化の課題と取組について質問をいただきました。

県内の住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査に基づいて推計しており、平成30年の空き家を除いた住宅総数は80万6,000戸、そのうち耐震性がないと推計される住宅は14万900戸で、耐震化率は82.5%となり、全国平均の87%を下回っております。

県の耐震改修促進計画（第Ⅲ期）では、2025年（令和7年）の耐震化率の目標を92%と定めており、この目標達成のためには、毎年1万戸程度の新築、建て替えがあることを前提に、年約2,000戸の耐震化を継続する必要があると考えております。

県民の皆様へ耐震化を進めていただくためには、まず、お住まいの耐震性能を専門家により確認していただくことが必要になります。その際、改修内容や概算費用についてお伝えしているところですが、なかなか耐震改修につながっていない現状もあります。

こうした状況を踏まえ、まず、耐震診断を無料で行っていることや、補助金の拡充により耐震化費用が大幅に軽減できることを周知してまいりたいと考えております。盆や正月など家族が集まる時期に合わせ集中的な情報発信を行うことで、耐震化に対する意識の向上を図ってまいります。

耐震化が遅れているエリアについては、耐震化に従事する市町村職員や建築士などの専門家が不足していることにより耐震化が進んでいない実情もあるため、この課題解決に向けて市町村と協働、協力して協議を進め、耐震対策の強化を検討してまいります。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には田んぼダムについて御質問をいただきました。

田んぼダムは、水田にかん水する時期において、耕作者の理解と協力を前提に、田んぼに降った雨を一時的に貯留し、排水路への流出を緩やかにする取組であり、水路や河川のピーク流量を抑える効果が期待されております。

農政部では、田んぼダムの取組や効果検証を希望する地域に対して取組の手法や先進事例の情報を提供するなど、技術的助言を中心に支援しているところでございます。今後とも、河川管理者と協力して、安全な地域づくりに向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

高地トレーニングに対する答弁でありますけれども、本県の高地トレーニングとしての地位というのは確立されているのだ、そんな答弁でありました。

より首都圏から近いという優位性もPRしていただいて、さらにアクセスを向上していただきまして、そして、拠点拠点でより強みとしている競技や環境があるわけですので、その強みを補完し合って、そして高め合うことによりまして、他県の追随を許さない確たる地位をさらに構築していただきたいと思っております。

そして、同僚議員も取り上げられました能登半島地震の被災地支援についてであります。各種団体から専門的な立場で様々な支援をいただいております。これは要望ですが、早い段階で、その業界団体の皆様が一堂に会するような場をぜひつくっていただきまして、その活動から得られた経験や知見、そして教訓を持ち寄り、共有していただき、本県の防災に生かしていただくような場を、熱いうちにつくっていただきたい。そして、本県の防災力向上につなげていただきたいと願ひまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思っておりますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明28日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時21分延会